

紀美野町第1回定例会会議録

平成21年3月13日(金曜日)

議事日程(第3号)

平成21年3月13日(金)午前9時00分開議

第1 一般質問について

会議に付した事件

日程第1

議員定数 16名

出席議員

議席番号	氏名
1番	田代哲郎君
2番	小椋孝一君
3番	北道勝彦君
4番	新谷榮治君
5番	向井中洋二君
6番	上北よしえ君
7番	西口優君
8番	伊都堅仁君
9番	仲尾元雄君
10番	前村勲君
11番	加納国孝君
12番	松尾紘紀君
13番	杉野米三君
14番	鷲谷禎三君
15番	美濃良和君
16番	美野勝男君

欠席議員

なし

説明のため出席したもの

職名	氏名
町長	寺本光嘉君
副町長	小川裕康君
教育長	岩橋成充君
総務課長	岡省三君
企画管財課長	牛居秀行君
住民課長	中尾隆司君
税務課長	山本倉造君
産業課長	増谷守哉君
建設課長	山本広幸君
会計管理者	岡本卓也君
教育次長兼 総務学事課長	森勲君
生涯学習課長	新家貞一君
消防長	七良浴光君
保健福祉課長	井上章君
水道課長	三宅敏和君
地籍調査課長	西山修平君
神野支所長	峠泰男君

欠席したもの

代表監査中谷一君

出席事務局職員

事務局長 溝上孝和君
書記 森谷克美君

開 議

議長（美野勝男君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりご苦労さまでございます。

規定の定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

議長（美野勝男君） それでは、日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

なお、代表監査委員、中谷一君より欠席届が出ておりますので、ご報告いたします。

日程第1 一般質問

議長（美野勝男君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告は5件です。

順番に発言を許します。

7番、西口 優君

（7番 西口 優君 登壇）

7番（西口 優君） おはようございます。

まず1点目です。紀美野町の将来像について。

紀美野町のスタート時点、平成18年1月末、人口が1万2,008名、今年平成21年1月末現在の人口が1万1,269名です。確実に減少の一途をたどっています。紀美野町は超高齢社会であります。65歳以上の高齢化率が36.11%、55歳以上では5,967名で人口の半数以上となっております。10年間で新生児も産まれてくることでしょうか、それでもやがて近い将来、限界自治体となることも予想されます。今、我々がしなければならないことは、この現状の打開に総力を注がなければならないのは明らかです。どのようなことを考えているのか。

2点目です。固定資産評価委員の選任について。

先の議会で固定資産の評価が実勢価格より高過ぎるのでないかと質問させていただきましたが、あれから考えるに、これは評価委員の考え方に実勢価格が反映されていないのか、それとも役場が税収のため、高い評価に誘導しているのかとも勘繰ってしまうほどの価格評価であります。何を基準に選任しているのか。また、固定資産評価委員に資格は必要か。

3点目です。町営住宅について。

最近、個人住宅でも高齢者に配慮したバリアフリーなる住宅構造に改造される方が多いように見受けられます。個人の場合はそれでよいのですが、町営住宅の場合、紀美野町町営住宅条例の中にそのようなことは記載されていません。これからの高齢化社会では、だれでも安心して暮らせる町営住宅が求められます。生石山のトイレがバリアフリー化されると報告を受けましたが、町営住宅ではバリアフリーに対する認識をどのように考えているのか。

4点目です。H i b (ヒブ) ワクチンの公的補助について。

ワクチン接種に公的補助ができないものかと意見をいただきました。ヘモフィリスインフルエンザ菌B型という細菌の頭文字を取ってH i b (ヒブ) ということです。文書によると、H i bは子どもの鼻の奥やのどにごく当たり前に住んでいて、感染すると髄膜炎や喉頭蓋炎などの重症の感染症を引き起こす細菌です。治療法として、細菌なので抗生物質を投与して治療しますが、鼻などにある常在菌であるため、耐性菌に変化して、抗生物質が効きにくいとの報告もあるようです。5歳未満の乳幼児では、H i bに感染しても免疫、抗体ができにくいことがわかっています。そのため、ワクチンで予防するのが世界の常識となっています。

現在、アジアやアフリカの国々、100カ国以上で導入されていて、そのうち90カ国以上で定期接種、公的接種プログラムに組み込まれています。日本ではようやく2008年12月に使用することができるようになりましたが、残念ながら任意接種、自費接種です。そのため親の負担が大きくなります。

このワクチンに最近、他の自治体、鹿児島市、宮崎市で助成するとの話があります。子どもは町の宝です。紀美野町でも補助金を出すことはできないものか。

5点目、公共工事について。

個人では工事を発注した場合、検査のためではありませんが、毎日進み具合を見に行くことと思われれます。役場が発注した公共工事の場合、完成時引き渡し検査を行うとは聞いていますが、私は完成までの間にも職員によるチェックが必要と考えます。町当局はどのように考えるか。

6点目です。ごみ問題について。

ある人の意見として、ごみ袋にスーパーの袋についているような結ぶひもがつけられないかとのこと、原材料が多く要って高くなっても困りますが、現状に甘んじ、これで

よしと考えることの方が問題であります。私たちは限られた予算で最大限の行政サービスを絶えず考えていかなければなりません。一度、業者に話してみてもどうか。

6点目の2です。ごみ袋の製造業者の選定はどのように行っているのか。

6点目の3。町長の行政報告では、旧野上地区のごみ処理について、海南市の理解が得られ、利便性、費用も安くなったとのことですが、詳細がわかりません。ごみ処理の委託先が大栄環境粉河事業所から海南市に変わったことにより、分別方法に変わりはないのか。費用はどの部分がどのように安くなったのか。

以上です。

(7 番 西口 優君 降壇)

議長 (美野勝男君)

町長、寺本君。

(町長 寺本 光嘉君 登壇)

町長 (寺本光嘉君)

おはようございます。

西口議員ご質問の一番目の紀美野町の将来像については、私から答弁をいたします。

また、2番目につきましては税務課長から、3番目につきましては企画管財課長から、また4番目につきましては保健福祉課長から、5番目につきましては建設課長から、6番目につきましては住民課長からご答弁をさせていただきます。

さて、議員ご指摘の、高齢化社会の進捗に伴う人口の減少の打開策ということでございますが、まず第一は、我が町紀美野町の位置は京阪神地区から車で約1時間余り、関空から約45分、また県と和歌山市から約30分余りと恵まれた位置にありまして、豊かな自然に恵まれている町であります。そうした状況の中で、いかにして紀美野町に老若男女を問わず安心して住んでいただけるようなまちづくりを行うかということになります。

このまちづくりは道路等の環境整備に始まり、定住対策、子育て支援対策、また高齢者福祉対策等、すなわち全体のまちづくりが必要であります。

そこで道路・水道等の住環境整備を促進するとともに、定住対策といたしまして、イターン・Uターン・Jターンの受け入れ対策、また、土地開発公社による宅地価格の引き下げによる定住促進を進めるとともに、また、新たな事業として、婚活支援事業を企画いたしておるところでございます。

また、できるだけ子どもを産み育てしやすいような環境整備、すなわち子育て支援策といたしましては、妊婦検診の無料化をはじめ、乳幼児検診、12歳までの児童の医療

費の無料化、学童保育の町事業化、保育所の充実、地上デジタル放送難視聴対策等、それ以外には医療を含め、高齢者福祉対策とさまざまな対策を行い、中山間地域における全体的なまちづくり構想として、「夢と活気のあるまちづくり」、また「子どもから高齢者まで安心して住めるまちづくり」に現在取り組んでおるところでございます。

しかしながら何と申しましても、まちづくりにおける基本であります道路網の整備等も重要な課題でありますので、今後とも積極的に促進してまいります。

なお、詳細につきましては平成19年に作成いたしております長期総合計画書に記載いたしておりますが、現在、合併後のまちづくりを積極的に進めているところでありますので、議員各位におかれましても、さらなるご指導とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

(町長 寺本 光嘉君 降壇)

議長(美野勝男君) 税務課長、山本君。

(税務課長 山本倉造君 登壇)

税務課長(山本倉造君) 西口議員の2番目の質問にお答えさせていただきます。

まず、固定資産評価員について、簡単に説明させていただきます。

固定資産評価員は地方税法404条に、市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に固定資産評価員を設置するとされております。

選任につきましては、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから市町村長が議会の同意を得て選任することとされる。任期の定めはなく、本町におきましては平成18年3月議会におきまして選任同意をいただき、現在の副町長が評価員となっております。

評価人として必要な資格は特に定められてはおりませんが、地方税法に国会議員及び地方団体の議会議員等の兼職禁止規定及び破産者や成年被後見人等の欠格事項が定められております。

評価事務に関しましては、税務課職員が評価員の補助として、国の定めた固定資産評価基準により行っているところでございます。

簡単に宅地の評価の仕組みについて申し上げますと、紀美野町は標準地批准方式というやり方をとっております。これは町内を状況等により区分し、状況類似区分ごとに標

標準宅地を設け、標準宅地に不動産鑑定を行い、この鑑定価格の7割の額に基づき、標準宅地の評価額を決定しています。標準宅地の評価額に批准して状況類似地区内の宅地へ評価額をつけることになっています。ちなみに平成21年度の評価がえに際しまして、93地点の標準地について不動産鑑定を実施しています。

以上でございます。

(税務課長 山本倉造君 降壇)

議長 (美野勝男君) 企画管財課長、牛居君。

(企画管財課長 牛居秀行君 登壇)

企画管財課長 (牛居秀行君) 改めまして、おはようございます。

西口議員の3番目のご質問でございます。町営住宅のバリアフリーに対する町の認識についてのご質問について、お答えをいたします。

まず、町営住宅の現状につきましてご説明申し上げますと、現在、紀美野町の管理しております町営住宅は、特定公共賃貸住宅を含めまして157戸ございます。その多くは昭和60年以前に建てられた住宅でございます。バリアフリー化されておられない現状でございます。

また、比較的新しい住宅であります平成12年度建設の下佐々吉見団地や平成6年度建設の下佐々若葉団地、毛原団地、安井団地におきましては3階建てと2階建てでございますけれども、エレベーター等の設備はなく、階段での昇降となっております。しかしながら室内におきましては比較的段差の小さな構造となっております。完全なバリアフリーとは申せないわけでございますけれども、平成6年度以降に建設された住宅におきましては、高齢者の方々にもご利用しやすく設計されております。

住宅におきますバリアフリーとは、主に玄関や風呂、便所を含めた居室間の段差をなくし、廊下を広くとり、障害者や高齢者が生活するのに支障のない構造や仕様にするところでございます。

現在、町営住宅にお住まいの方々の高齢化が進む中、議員のご心配、ご指摘はごもっともなことでと考えております。しかしながら、古い住宅におきましては狭い玄関であり、玄関を入りますとすぐ約20センチ前後の段差があるなど、構造的に改造が非常に難しい状況であり、これらを解消しようとするれば、すべての住宅において床を低くする必要性が生じます。そこに多額の工事費が発生することになり、現時点での町財政を考えますと、大変困難なことであろうかと考えてございます。

平成16年度に建設されました総合福祉センターをはじめ、現在建設中の施設は既にバリアフリー化されております。今後新たに建設される町営住宅におきましても、バリアフリー化を推進してまいらなければならないとの町の認識でございますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 牛居秀行君 降壇)

議長(美野勝男君) 保健福祉課長、井上君。

(保健福祉課長 井上 章君 登壇)

保健福祉課長(井上 章君) 西口議員の4点目のH i bワクチンの公的補助についてお答えします。

議員ご指摘の細菌性髄膜炎の約50%以上がB型インフルエンザ菌(H i b)ということがわかっています。平成17年の感染症発生動向調査によると、全国約450の基
点定点から報告された細菌性髄膜炎患者数は309名、平成18年の報告数は350名
で、病原体の届け出があった患者の40%がH i bによる髄膜炎と報告されました。

H I Bが原因として報告された細菌性髄膜炎患者の年齢分布は0歳が53%と最も多
く、0歳から1歳で70%以上を占めました。患者報告は0歳後半に多く、そのピーク
は生後9カ月で、5歳以上では極めてまれでございます。

平成10年にWHOはH i bワクチンの乳児への定期接種を推奨しており、現在では
既に世界の100カ国以上で定期接種とされています。日本では平成19年1月に厚生
労働省によってH i bワクチン製造販売の承認がなされ、平成20年12月19日から
国内での販売が開始されました。H i bワクチン接種は、現在、予防接種法に基づかな
い任意接種で行われ、医療機関により料金が異なります。

H i bワクチン接種の公的補助については、現在、全国で宮崎市と鹿児島市のみが行
われ、県下で公的補助を行っている市町村がないのが現状でございます。今後は県下の
髄膜炎の状況やワクチンの安全性など、情報収集に努め、県のご指導をいただきながら、
近隣市町の実施状況により検討してまいりたいと考えていますので、ご理解賜りたいと
考えております。

以上でございます。

(保健福祉課長 井上 章君 降壇)

議長(美野勝男君) 建設課長、山本君。

(建設課長 山本広幸君 登壇)

建設課長（山本広幸君） 西口議員の5番目の公共工事について、お答えします。

建設課で毎年約130件程度の公共工事の発注を行っております。議員仰せの工事完成までの間にも、職員によるチェックが必要と考えますとのことですが、先ほど申し上げた約130件の公共工事の一つ一つに担当職員を現場監督員として配置しております。設計の内容、数量等を把握し、現場の進捗状況に応じた工事のチェックや確認をするために、できるだけ多く現場に行っております。

また、特に必要と思われる鉄筋の配筋確認や重要構造物の基礎地盤等は、立ち会い依頼の文書や電話での要請があり、その都度、町の監督員が確認し、確認の立ち会い写真等の記録に残しております。今後もさらに工事現場の安全管理やでき方、品質の向上を図るためにも、現場確認や現場での指導を行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

（建設課長 山本広幸君 降壇）

議長（美野勝男君） 住民課長、中尾君。

（住民課長 中尾隆司君 登壇）

住民課長（中尾隆司君） 西口議員の6番目の質問で、ごみ問題についてお答えいたしたいと思います。

1つ目として、ごみ袋に結ぶひもがつけられないかとのご質問でございますが、近隣市町村の状況を見ますと、ひもではなく、袋を結びやすい形状にしてカットをしているというような袋を使用しているところがございます。紀の川市とかかつらぎ町で現在使用していると聞いております。

現在、紀美野町に納入している業者に聞いてみますと、コスト面で約15%の費用が必要とのことあります。議員ご指摘のとおり、紀美野町のごみ袋は全般に材質を厚くしており、その分、これを結ぶときにかなり力が要ると聞いております。今後、議員のご指摘を参考に、袋の形状、材質を検討して、住民の皆様が利用しやすいごみ袋を提供していきたいと考えております。

2つ目として、業者の選定におきましては、紀美野町建設等業者選定審査委員会において選定をお願いしております。町に指名願いが出ている業者中、選考1で、ごみ袋製造販売業務を行っている業者で7社に絞りまして、選考2で、県内に本社または営業所があるもの、それから官公庁において同様の業務を行ったことのある業者ということで、3社が選定されています。結果として、その3社による指名競争入札を行いました。

3つ目として、町長の行政報告でもありましたとおり、野上区域の台所ごみにつきましては、4月から海南省で受けていただくことになっております。議員ご指摘の分別方法及び費用についてですが、分別方法については現在行っている方法でいきたいと思えます。

昨年8月からの民間委託におきましても、台所ごみは焼却ということで、町民の方々にはご理解をいただいております。ほかの分別では、その他ごみにつきましてはリサイクル、また、粗大ごみにつきましては資源ごみとして分類をしておりますので、分類につきましては今のところ今後変わる予定はないと思っております。

費用につきましては、民間での焼却の費用と海南省の費用に差がありますので、その分、経費が安くつきます。

ごみ収集委託につきましては、搬入先までの距離の変更により、作業時間、燃料費等で経費の削減ができると思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

(住民課長 中尾隆司君 降壇)

議長(美野勝男君) 7番、西口優君。

7番(西口 優君) まず1点目、町長いわく、Iターン・Uターン、道路整備等々いろんなことをやっている。これからもしっていく、そういうふうなこと、それはわかるんですけど、Iターン・Uターンにしても、以前よりこういうことはされてきています。それでながら現実問題としては人口が減っている。

それと、55歳以上が人口の半数を占めているという中で、現実問題、10年たったら65歳になるであろうと、まず一般的にはね、そういうふうになったときには、高齢化率が非常に高くなるという、こういうふうな現実が、10年たてば人口の半数以上がこうなってしまう。そら新しく新生児が産まれた分だけパーセンテージとしては下がるであろうと思えますが、かなり出生率の低下を考えたときに、出生率を上げる方法というのを役場で後押しするわけにはいかんけど、これをまず非常に心配する。

今、我々の時代はまず大丈夫であろうと思うんですけど、将来的に紀美野町が存続していくためには、必ずこの面をクリアしない限りは、非常な心配をするわけですよ。だから先ほどの婚活支援事業、これは結婚活動を支援するという、この辺についても僕は非常にいいことやなとは思っているのです。だから、これがもし具体的に結婚を奨励して、新しい子どもがどんどん産まれたら、それは非常にいいことやなと思うし、多分、

将来の問題をクリアするにはこれしかないのかなとも思っているような状態なんですけども、こんかつ支援事業という部分をもう少し具体的に説明願いたいと思います。

2点目です。固定資産の評価委員、先ほど税務課長からそういうふうな選別方法、私、この点、今年の当初予算、去年の当初予算の町の税金ですね、町税の固定資産税という部分が去年よりも高い、一応税込見込みというふうな形になっております。

土地が下がっているというのは、この十年来、かなり下がっている。これが普通だったら固定資産税に反映されてしかるべきかなと。今、副町長が固定資産評価委員になっているという中で、副町長の考え方が当然固定資産の評価に反映されていてしかるべきやと。普通に考えたら、固定資産というのは、紀美野町なんかで、もともと1,000万円したような土地が、今やったら100万円しかねるなど、買い手もないであろうという、こういうふうにかなり極端に下がってきていると思います。それがなぜ固定資産に反映されないのかと。

多分、以前、バブルの時に上がりが少ないからというふうに、私、前の議員をやっている時かどうか、ちょっと定かでないんですけども、そういうふうなことを聞いたことがあります。だけど、町民の感情からすると、バブルの高い時にこれだけの固定資産税やと。そうして考えたら、そこからもう今やったら10分の1ぐらいに下がっているのに固定資産税が下がってこないという、こういうふうな町民の側からすれば認識があるのかと思います。役場の方は、今までバブルで上がった時に固定資産税を今まででもらい損ねてる、もらってないので、その分だけ徐々に調整しているという認識を持っているかもわかりませんが、町民の側からすれば、必ずバブルのあれだけ高い時期に固定資産税がこれだけあったのに、これだけ下がってきたら、全くそれが一向に固定資産税に反映されないと。こういうふうな認識のずれがあるのか、どっちが正しいのか、それはわかりませんが、当然、役場はそういうことの説明を町民にしてないと思います。もしそういうふうなことをしてたら、こういうふうな問題、私は受けてきてないと思います。だからこういうふうな問題が出てくるということは、役場が固定資産の評価をこうなってますよという部分が、多分、今までされてないんやろうと。だから普通に考えて、固定資産がバブルがはじけているのに反映されてないという。普通は固定資産の評価委員というのは、その辺の認識がどこまでという部分がちょっとわからないのですよ。だから副町長が固定資産の評価委員をされているという中で、ああ、それなら副町長にそういうふうになりやすい説明を願えたら住民が納得する。私ももちろん納得する、住民

も納得するという、こういう部分があればよかろうと思ってます。

3点目です。157戸、60年以前のというふうな町営住宅の古い建物、これの改造が難しい、私もそのように考えます。だけど、もしそういうふうに言ってしまうと、今現在古い建物に住まわれている方々については、これはもう改造の余地がないですよ、こういうふうに木で鼻をくくったというのか、こんなような回答にも聞こえます。

だからできること、そら非常に難しいのは私も理解してます。そういうふうには廊下もかなり狭い。そういう中で車いすは多分押せやんやろうと、こういうふうな気もいたします。それやったら改造はどうするのや。もし本当に改造する気なら、町営住宅を順次建てていって新しく住んでもらうと、こういうふうな方法しかないのかなとも思いますが、このまま一生ここで住んでくれよということの回答で済むわけがない。これから高齢化社会というのは決まっている話でしょう。だから本来は役場というものは、もし20歳で住んでも、入って50年たったら、そういうふうには耐用年数まではある程度住めるというふうなこと、昔は考えてなかったかどうか知らん。けどある程度そういうことを考えていかなかったら、わずか5ミリの差、1センチの差ということではつまずく。高齢者というのはそういうふうには聞いております。だから、これでよしというような、やむを得ん、これで仕方ないんやよと、これで行政というものはいいと思ってないんですよ。だから、その辺の改善策がもしあれば尋ねたいと思います。

4点目の公的補助、私多分、子どもを大事にするという部分については、紀美野町、役場も全部賛成だと思ってます。けど、しょせんは費用とそれに耐え得る内容かというふうには、行政というものはそういうものであるかと思っているんですよ。だから、もしHi bワクチンに公的補助を出したときに、町財政がやっていけるのかと、こういうふうなことのバランスだと思っているんですけども、これを公的補助することによって、どのぐらいの費用がかかるんかと、そういうことと比較して成り立っていけるかなと。

それと先ほど県下の情報収集を求めて、こういうふうな福祉課長の答弁だったんですけど、県下に率先してという部分をまず考えていただきたい。よそがやったからうちもしようかと、こういうんじゃないかと、県下に率先して、うちがせめて見本になるような、財政が耐え得るのであればですよ、あくまでもこういうふうには予算的なことも考えて、財政が耐え得るのであれば公的補助という部分。確かに鹿児島市と宮崎市というところでやっているという、けど市であっても町であっても、比率というのはそんなに変わらないと思います。よそのできるものであったら、せめて和歌山県が一番というふうなこ

とを考えてもいいのではないかと。

絶対に町長が子どものことを考えないわけがない、そういうふうに思ってます。だけどそういう中で、一度、財政的なことを検討して、町内でもし可能であれば、県下の情報収集なんていうことを言ってやんと、紀美野町が和歌山県で率先してやっていただければありがたいと。要望じゃなくて、そうすべきやと思います。試算もせんと不可能やというような話は、ちょっと私には聞こえにくいんですよ。試算をやって、町財政からしたら、これはこれで限界ですというのであったら、それはもう仕方ない。だけど試算をして何とか可能ならやっていただきたい、こういうふうなことを考えます。

5点目です。公共工事の130件ぐらい、年間にあるという、私考えているのは、現場が見に来いよ、それでいて行くと、こういうふうなことでは、役場の検査と僕は似ていると思うんですよ。検査体制として、ここを検査してください、あそこを検査してください、これでは検査にならん。だから本来はいつ来るかもわからんという形の中で、時々寄ってくれたら、そうすることによって現場の作業員も引き締まる、手抜き工事が行われにくい。いつ来い、いつ見に行くと、こういうふうな体制では、一向にいいものができにくいと、私そのように考えているんです。だから、一度も見に行かないところもあるやろうし、何回も見に行くようなところもある、そういうふうなことが通常行われたら、そしたらもっと締まった公共工事ができるであろうと、このように考えます。

これが回数云々とかじゃなくて、時々、ついででも結構ですけど、そういうふうな役場の体制に持っていきたいわけです。その点で、最初からいついっかどこへ行きますとか、こんなことではとても締まらない。だからそうでなくて、いつでも見に来るかもわからんという、そういうふうなある程度緊張感のあるみんなの建物、みんなの現場、すべてのみんなの税金を使った現場に対して、そういうふうなことを求めているわけです。だからその点についての答弁も願います。

6点目のごみ袋、ごみ問題。この中で行政に実績のある3社を選んでというふうな部分、先ほど、住民課長からの答弁をいただきましたが、例えば私思うんですよ。3社を確かに行政で実績があるということで、安心ができる業者を選んでいるのやろうと、こういうふうな部分もありますが、それでは、その業者らは割と安心して納入しているだけ。例えば最初から結びやすい、そういうふうな袋をすべてにこんなことをしたいんじゃない、幾らぐらいでできるんやろうなというふうなことを提案すれば、今、15%高くなると言いましたが、石油製品が下がってきているこういう時代の中で可能でないかな、

こういうふうに入れている中で、公共工事なんかだったら、大体今だったら7掛ぐらいで多分工事が行われていると思います。以前は90何パーセントですべての工事をやっていたものが、大体70何パーセントになっているということは、それだけ業者の努力が反映しているのではないかと、こういうふうに思うので、いま一度そういうふうに一押しすればそこまで下がってくる可能性もあるかなと。厚かましいですか。そういうふうを考えるので、最初から3社というふうな枠を外して、もう少しすれば何とかなるのではないかと。別に実績のない不安定な業者を入れよというわけではないんですけども、そういうふうに決めてしまうと、そこから価格協定というか、そういうふうなことが行われる可能性が高くなる。そういうことを一部心配します。

だから、もうちょっと発想を考え直してもらって、私、今のごみ袋は自分勝手に使いやすいようにしているのですけどね、だけどこれから本当にお年寄りが増えてくる中で、ああ非常に難しいやろうなと思います。だから、できることならそういうふうなことを1つの条件に入れておけば、多分そんなものができ上がってくるであろうと、こういうふうを考えているんですけども、その点、もう一度答弁を願いたいと。

それと、ごみ袋の委託先が変わったと。私もきのうだったか、住民課で、ごみ袋の収集のという部分の用紙をいただきました。そうしたときに、大型ごみは住民課に相談してくださいと、そういうふうなことが書かれてました。ということは、そこから向こうの形は住民課で聞いたらわかるのかもわからん。この間、下佐々で火事がありました。その時、こんなごみどこへいくんやろうなと。それとか事業所からのごみについても、自分ところで何とか、はっきりした明確なことが書かれてませんでした。だからその点はどうなっているのかなと、こういうふうなことを考えます。

私の知り合いで、和歌山の青岸へ持っていったら、そのまま取ってくれたよと。そうかい、それやったらそれの方が世話ないんかなと、こういうふう考えたんですけど、それはやっぱり好ましくない。よその自治体の、という部分が。

だけど、その辺の部分が、ちょっとまだいまいちパンフレットを見てもわかりません。それと、ごみの委託先が海南市に変わったということについては、まだ町内の方々には何も明示されていませんが、4月からというのは緊急を要する話であります。だから、その周知はもう必要ないと思うのかわからんけども、本来は海南市に今回からお世話になりますよという部分のその周知も必要であろうかと。大栄環境に変わったときについては、住民にその旨周知していただきました。だけど今度、海南市に変わったとい

うことについての周知も必要かと私考えます。だから、その辺についての回答を求めたいと思います。

議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

町長（寺本光嘉君） 西口議員の再質問にお答えをいたします。

人口問題、高齢化問題、これにつきましては、本当にこれは全国的な問題でありまして、全国におきましても人口が減少している。また、和歌山県内におきましても人口減が進んでいるわけです。そして我が町におきましても、これはもう例外ではございません。議員ご指摘のとおりでございますが、高齢化を下げるためには、それではどうしたらいいのかと言いますと、端的に申し上げますと、若者を定住させれば高齢化率は下がります。しかしながら若者を定住していただくためには、さまざまな施策を講じていかなければならない。それを先ほど私は回答させていただいたということでございます。やはり若い人が来て、そして子どもを産み育てることによって高齢化率は下がってまいります。そうした各施策を講じている中で、やはり道路問題、まず住環境の利便性、そしてそこへ来ていただいて住んでいただくためには、やはり土地の価格等々も影響してこようかと思えます。

また、住む限りは子どもができてまいります。そうなりますと、やはり子育て支援対策が必要です。こうしたことで各施策を実施をいたしておるところでございます。

ただ、先ほども申し上げましたが、現在そうした施策を実行中でございます。まだまだこれから、成果が出てくるのはこれからであろうと。ただ、申し上げますのは、平成18年、私が町長につかさせていただきましてから、先ほどお話のありましたIターン・Uターン・Jターン、これによりまして現在まで22世帯の皆さん方が紀美野町に定住をしてきていただいております。人口にいたしますと約60人余り。これもささいなことではございますが、こうした施策を進めておりますので、そうした結果が出ているであろうと、このように思います。

そこで、先ほど議員から申されましたが、平成21年度から新しい施策として、「きみの婚活支援事業」というのを始めさせていただくということで、今回の予算にも計上させていただいております。

これにつきましては詳しく説明ということでございますので、説明をさせていただきますと、通常、就職活動、若い方は話をされていると思うんですが、それを文字りまして、よりよい結婚をするために活動をしていこうという若者層のこうした言葉が使われ

ていると。それが就職活動というのを結婚活動というのを文字りまして「こんかつ」と言われているようでございます。これは申すまでもなく、企業や若者の少ない地域では、やはり出会いの場が少ないなどの理由で独身の方も多いというわけでございます、紀美野町もこれは例外ではないように思います。

そうしたことから最近では市町村が主催、または団体に補助をして、婚活を目的としたイベントを開催して、よい出会いの場をつくっている事例も多々あるかと思えます。

私ども今聞いておりますのは、日高川町におきまして「お嫁においでよ」という事業を実施いたしまして、100人が参加して17組が成立したというふうなことを聞いております。紀美野町におきましても同様のイベントを開催をいたしまして、よい出会いの場をつくり、できれば結婚していただいて、町内に家庭を持って住んでいただくという目的を持って、今回「きみの婚活支援事業」ということで実施をいたしたいということで、現在提案をさせていただいております。ひとつご理解をいただいて、また議員各位におかれましても、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます次第です。

以上です。

議長（美野勝男君） 副町長、小川君。

（副町長 小川裕康君 登壇）

副町長（小川裕康君） 2点目の固定資産評価員のことで、私が評価員になっておりますので、ご答弁申し上げます。

先ほど税務課長がご答弁いたしましたように、私は地方税法404条の規定に基づき、皆様方、議会の同意をいただいて、平成18年3月から、固定資産評価員の職を務めさせていただいてます。町長の指揮を受けて、固定資産を適正に評価し、町長が行う価格の決定の補助をすることが、この職の仕事であると認識してございます。

具体的な事務につきましては、私がすべてを行うということではできませんので、税務課の担当課長、担当職員に行ってもらっておりますけれども、担当課長、職員から詳細な報告を受けるとともに、必要な助言を行い、適正な価格を行っているものと考えております。

そこで、委員からご指摘の評価額ということでございますけれども、議員おっしゃるとおり、バブル崩壊後には土地の下落が相当大きなものがございます。当町における宅地の評価額につきましても、平成15年度の価格と平成21年度の価格を比べますと、一番高いところで約26%の下落が起こっております。平均におきましても、平成18

年度、3年前と比べますれば約6.7%の下落が生じております。これにつきましては、93地点の基準地を決めまして不動産鑑定を行い、それに基づいて評価額を決定しているというところでございます。

そこで、価格が下がっているのに固定資産税が下がらないというご指摘でございますけれども、これは非常に説明も難しいわけなんです、逆に価格が上がっているときには上がった評価額でもって課税は行っておりません。大きく上昇したときには、負担調整率というものを掛けまして、毎年の上昇率を最高でも5%に据え置いているという形で毎年の課税を行っておりますので、例えば評価額が3年間の間に50%上がったとしても、毎年の課税標準額は5%しか上がらないという形で、毎年の負担を少しずつという形で実際の課税を行っておりますので、今、議員おっしゃられたように、固定資産税が下がってないとおっしゃられる方の評価額につきましては確実に下がっております。そこにつきましては、課税の仕組みがそうになっておりまして、このことにつきましては町民の皆様方には書面上で説明はしておりますけれども、非常にわかってもらにくい部分があるかなというふうに考えております。これにつきましては、できるだけ町民の方々にわかりやすく理解してもらおうように努めてまいりたいというふうに考えております。

それと当初予算の件につきましても、ご指摘いただきましたけれども、どうしても当初予算におきましては、収入不足を起こさないために見込み額の100パーセントを予算計上しているということではございません。少し少な目にして確実な収入をとということで、収入予算を組んでおりますので、昨年度の当初予算と比較して今年度の土地の予算額が少し上がっているということになっておりますけれども、昨年度の当初予算と昨年度の調定額、調定比較でいきますと、昨年度調定と今年の見込みであれば、逆にマイナスとなっているようなところでございますので、そのことにつきましてはご理解をいただきたいと思っております。

以上、まことにわかりにくい説明であったかと思いますが、ご理解いただきたいと思っております。

(副町長 小川裕康君 降壇)

議長(美野勝男君) 企画管財課長、牛居君。

企画管財課長(牛居秀行君) 西口議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど申し上げましたように、昭和60年以前に建設された古い住宅につきましては、

大変改造が難しいと申し上げました。といいますのも、当時、バリアフリーという概念自体がない時代に建てられた建物でございますので、そういうふうなことを想定して建てられた構造となっております。外観も古くなっておりますし、これを改造、普通、バリアフリーと言いますと、先生ご承知だと思いますけれども、車いすでも生活に事欠かないといいたいでしょうか、不自由しないという構造、仕様でございます、こういったものに改造していこうとすれば、結論から申し上げて、建てかえるしか手段がないと考えてございます。

そういった中で、先ほども申し上げましたけれども、今後新たに建設される町営住宅につきましては、バリアフリー化を推進してまいらなければいけないという町の認識もでございます。町財政、社会経済状況を見ながら今後も検討をしてみたいと考えておりますので、再度のご理解、お願いを申し上げまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（美野勝男君） 保健福祉課長、井上君。

保健福祉課長（井上 章君） 西口議員の再質問にお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、率先してやっていけばいいのでございますけれども、まずワクチンの公的補助ということで、ワクチンということになってきますと、費用の面、それから安全性の面、接種する医療機関等のこともございまして、特に安全性を県等にも紹介をしておるところでございますけれども、的確な返答がないというのもまた現実でございます。

宮崎市や鹿児島市で現在行われている公的助成から試算して、当町では50人を対象として60万円ぐらいの金額になるかと存じます。金額につきましては、財政ということになりますと、全体的な問題となりますので、今後検討してみたいということで答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（美野勝男君） 建設課長、山本君。

建設課長（山本広幸君） 西口議員の再質問にお答えします。

もちろん、現場からの要請があるときは現場に行って協議をします。それから議員仰せの、呼ばれていくだけでなく、抜き打ちでも行った方が現場が引き締まるのではということもございますが、監督員が現場に行くのは工事目的物が完成に至るまでの状況を確認に何回も行っております。工事を見るだけでなく、地元の人や通行人に迷惑や危険が及んでいないか等も確認に行っておりますので、数多く現場に行くということになります。

それで、安全で品質のよい工事が完成するように努めておりますので、よろしく願いします。

議長（美野勝男君） 住民課長、中尾君。

住民課長（中尾隆司君） 西口議員の再質問にお答えしたいと思います。

ごみ袋のことにつきましては、利用者の要望等から使いやすい形に変わってきたものと思います。最近になって、私もごみを出すようになってきて感じますのは、袋いっばいにごみを入れてしまうと、袋自体余り伸びませんので、結ぶことが困難となってきます。仕方なくガムテープ等を貼って封をするようなことになりますが、先ほどからご指摘のとおり、袋の形状の改善等々コストについても、合わせて議員からご指摘のあったように、今後、ごみ袋の製造につきましては、そのような点を踏まえまして検討をしていきたいと思います。

また、2番目の大型ごみ等の住民から出されるときのご相談等につきましては、粗大ごみの収集等で収集できない部分、大きさ、重さ等々いろいろあると思うんですけど、この部分については自己搬入というような形等が考えられますが、その辺、住民課の方へ連絡していただきたいと思います。

また、事業用につきましては産業廃棄物ということになりますので、役場では処理することはできません。

それと3つ目ですけれども、4月から海南市で台所ごみの処理をお願いするというところで、ありがたいことでございます。この部分につきましては広報の4月号に掲載というんですか、載せる予定にしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（美野勝男君） 7番、西口優君。

7番（西口 優君） まず、2点目の副町長としてではなくて、評価委員の方の認識として26%の下落という、この認識がちょっと理解しにくいのですよ、本当言って。本当に26%というのであったら、10万円の土地が7万4,000円という理屈に多分なるかと思うんですけども、現実はずっとそういうふうな1,000万円の土地が740万円かという、そんな単位じゃないと、私はそういうふう感じているんですよ。

だからそれが役場へどういう形で入ってきているのか、それはわからんで。私としては、帳面上そういうふうな数字を合わせてきているさかいに、こんなになっているの

かどうかわからんけども、普通、生活の中で現実を見させていただいたら、とても26%の下落率というようなことは考えられないので。だから、そこの評価がちょっと違い過ぎるんでないか。税務課の認識と余りにも違うという、こういうふうな部分が、多分私らは役場の中に入っているわけではなくて、住民サイドから皆さんの意見を聞く。あそこは幾らで売れたんや、ここは幾らで売れたんやと、こういう話を一般的に聞きま。だから、役所に届けられている金額じゃなくて、実際の価格をそういうふうに感じながら聞いているわけです。

そんなことを考えたときに、こんな金額じゃないのになと、こういうふうなことを思うわけで、その辺が行政に反映されるということについては、これは永久に反映されへんのかもわからんやけども、その辺の答弁をもう一度、再度、くどいようですが、求めたいと思います。

3点目の町営住宅、現実には当時、遠い昔に建てたものが今の時代に合わんようになってきていると。実際には建てかえが必要という、それはもう理解します。理解するんですけども、建てかえが必要やけど、建てるということについて白紙の状態でしょう。それは当然、町長の方針にかかってくることであろうかと思うんですけど、これは本当に財政とかということも全部含めて考えていかなければいけないという、改善にはそれしかないやろうと思うけども、今住んでいる人たちは、もうこのまま一生辛抱してくれと何とかって、こうなってくると、先の見えない我慢というのはなかなかしにくい。将来改善されるということを見ながら生活するのは可能であっても、そういうふうに一生涯このままでいてくださいよというふうな、そういうふうな形のことでは、それでいいんかいなと、こういうふうになってしまうわけです。そら現実問題として、10年、20年でどうなるというものでもないんかもわかりません。一生今のままで終わらんなら可能性もあります、きっとね。だけど今後の施策の中では、そういうふうなことをもうこれで終わりですよというふうな考え方は好ましくないと、こういうふう思うので、その点についての考え方を再度求めます。

それと、4点目の安全性の面でということ保健福祉課長から言われましたが、他の自治体で行われているということ考えたときに、実際に、その市では安全性は必ず考えていると、こういうふうに思います。たとえ日本全国の中で1カ所でもそういうところをやっているというのであれば、必ずそこは安全面をまず優先に考えて行われていると、私はそのように確信いたしております。

そう考えたときに、わずかな費用で何とかできるのであったら、最初から県下で何番目にするというのではなくて、極力うちは率先してでもというふうな、そら鹿児島へ行って確認してくればいい、宮崎へ行って確認してくればいいことでしょう。もしそういうことの安全面はどうなっているのやろう、電話一本で済む話や。だけど、そういう部分で安全面を必ず考えていると私は思うんですよ。だからその点を考慮して再度の答弁を願います。

6点目、産廃は全く考えていないと。今、先ほどの住民課長の答弁の中に、私、飲食店をやってます。そのときに飲食店から出るごみは多分産廃であろうと。違うのかな。家庭ごみではない。ああそうなん。だけど紀美野町の当然町内で行われている業者の方、いろんな業者があると思うんですけど、そういう方々がもう自己処理しろと、そういうふうなんもちょっと何かと思うんですけどね。そらやむを得んのかもわからんで。みんなそれぞれが考えて処分しているのかもわからん。海南市へ直接持っていったのかもわかりません。だけど必然的に出てくる、これ、私とこ自治体知りませんというのも変な話でしょう。だからそういうところ、指導とかそういうことまで、うちでは収集はできやんけども、こういうところがありますよとかという部分の指導もなしに、わしはもう知らんねんと、こんなことではやっぱり通らないと思うんですよ。町内で事業活動を行っているという、こういう部分に助言という部分はどんなふう考えているのかと。この点の答弁を求めます。

議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

町長（寺本光嘉君） 第3点目の町営住宅のバリアフリー化の件でございますが、これにつきましては、先ほど課長から説明させていただきましたが、やはり今後の町営住宅の建設計画、これにのっかって今後の分については検討をさせていただく。また、これから建設する分については当然バリアフリー化はしなければならないと、そのように考えております。

また、それ以前の、昭和60年以前の建築ですね、これは157戸ほどあるわけですが、これにつきましては今のままで皆さん方に住んでいただく以外ないかと、こういうご質問であったかと思いますが、これにつきましては、住んでおられる方が申請をしていただいて、そして一般住宅と同じ補助制度がございますので、その補助制度を活用していただければと思います。ちなみに介護認定を受けた方で20万円を最高限度額として、その90%が補助金として補助されるということでございますので、これを活用し

ていただいて、やはり町営住宅であれ、そこへ住まわれている方の意思に基づいてやっていただきたい、このように考えます。

それと6点目の産廃物の件でございますが、これはやはり一般家庭の廃棄物と産廃物というのは全く別のものがございます。そこで、産廃物であれば助言もせえへんのかと、指導もせえへんのかと、こういうご意見であったかと思うんですが、聞いていただければ、うちの方は助言はさせていただきます。しかし、これについてはやはり商取引というのかな、そうした点もありますので、できるだけ自分たちでそうした交渉をしていただきたい、このように考えております。また聞いていただいたら、こういうところがありますよというのは町の方で助言させていただきます。よろしく願いいたします。

議長（美野勝男君） 副町長、小川君。

副町長（小川裕康君） 2点目の固定資産の評価の件でご答弁申し上げます。

議員からご指摘の実勢価格・取引価格の認識についてはどうかということもご質問いただきました。このことにつきましては、町内で行われている個々の取引の価格については、私どもも把握するすべは全くございません。実際のところ、事務とすれば不動産鑑定士を入れまして、鑑定士による町内93地点のポイントの鑑定をしていただきます。皆様もご承知のことと思いますが、不動産鑑定士の鑑定というのは、売買実例をもとに鑑定されてるというものでございます。ですから鑑定士による鑑定が、適正な価格をそれによって鑑定していただいているというふうに考えておりますので、私どもとしましては鑑定士を入れて鑑定して評価額を出すということで、適正な土地の鑑定が行われているというふうに考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（美野勝男君） 保健福祉課長、井上君。

保健福祉課長（井上 章君） 西口議員の再々質問にお答えいたします。

安全性の面ということで、製造会社のワクチンの成分でございますけれども、フランス産・アメリカ産の牛の成分に由来するところで製造をされておるということでございます。いわゆるBSEというんですか、狂牛病という問題もございまして、安全性について確認を現在しておるところでございます。製造会社の文面を見ますと極めて低いと、こういうふうにはなっておるんですけれども、髄膜炎の発症のリスクとBSEの発症のリスクを考えたときに、髄膜炎の方がリスクが大きいので承認されているのかなと、こういうふうには推量されるわけでございます。そういうこともいろいろ含めまして、今後

いろいろ情報を収集いたしまして、あるいはまた財政面でも導入に向けて検討していくということでご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（美野勝男君） これで西口優君の一般質問を終わります。

続いて1番、田代哲郎君。

（1番 田代哲郎君 登壇）

1番（田代哲郎君） おはようございます。

質問に先立ちまして、かねてより一般質問を通じて求めさせていただきました妊婦検診の拡充とテレビの地上波のデジタル移行に伴う低所得者対策が今回実現する運びとなりました。お礼申し上げます。ありがとうございます。

質問の第1点は新型インフルエンザ対策についてです。

世界の広い地域で高病原性鳥インフルエンザの鳥から鳥への感染が広がっています。不気味なのは鳥から人への感染も止まらないということです。強毒性ウイルスH5・N1型でWHOの報告によれば、この5年間に15カ国で391人が感染し、最新の治療をしても死亡率は60%にのぼるとされています。こうしたウイルスが変化して新型インフルエンザとなり、人の世界で大流行を起こす危険性が、国連や研究者などの間で強く叫ばれるようになりました。

過去の新型インフルエンザはスペイン風邪、アジア風邪、ホンコン風邪など、いずれも野鳥のウイルスが変化したものです。人から人に感染する新型インフルエンザウイルスがあらわれれば、免疫がないため、またたくまに広がり、近い将来、確実に世界的大流行、パンデミックになるというのが専門家の見方です。

厚生労働省の想定では、日本の場合、3,200万人が発症し、2,500万人が受診、200万人が入院し、死亡者は64万人に及ぶとしています。新型ウイルスが一たん入ってきたら今の医学で拡大をとめることはできず、多少の時間差はあっても全国同時の大流行になる見通しです。病院の外来には患者が殺到し、医師や看護師も発症、通常の診療さえ不能になったり、役場も大勢の欠勤者が出て麻痺状態になる可能性があります。水道や電気など、ライフラインが維持できるかも疑問です。

そうした混乱を回避するためには、日ごろからの備えが大切かと思いますが、どう備えていくのか、町としての考えをお聞かせください。

次に、介護保険制度の新しい要介護認定方式についてお尋ねいたします。

介護保険制度は、この4月に開始から10年目を迎えます。この間、介護サービスの量は増えてきましたが、家族介護の負担は今も重く、1年間に14万人がそのために仕事をやめています。保険料や利用料の負担が困難な低所得者も少なくありません。介護を苦にした痛ましい事件が、この町でも起こらない保証はないと言えます。

介護現場の劣悪な労働条件も問題です。たび重なる介護報酬の引き下げにより、介護保険事業所の経営は非常に厳しいものになっています。

そうした危機を乗り切るためには、生活の不安なく、誇りとやりがいの感じられる労働環境の整備が不可欠です。政府も世論に押されて介護報酬を若干引き上げましたが、あわせて4月から要介護認定方式を変更し、認定調査員テキストを改定しました。

介護保険は医療保険と違い、要介護状態と認定されなければサービスは受けられません。このテキストは、コンピュータによる一次判定の聞き取り調査で、認定調査員のマニュアルとなるものです。

新方式では、基本調査項目を84項目から74項目に減らし、分類も7群から5群になっています。しかも心身の機能が低下するほど介護量が増大するとは限らないとの認識で、実際に行われている介護を把握するのが目的であり、主観的な介護の必要性から判断するものではないとの考え方を貫いています。

こうした変更について、介護支援専門員の中には、一次判定で軽い要介護度になると見る人も多く、町としてこの点をどう考えておられるのか、お聞かせください。

次に、先ほどの西口議員の質問の中もありました、ごみ袋の改善についてです。

この町のごみは長い間、埋め立て方式で処理してきました。今は民間の事業所に委託していますが、来年度から可燃ごみを海南市クリーンセンターで焼却を引き受けてもらえるとのことであり、利便性や費用面での改善を期待したいと思います。

ごみの容積を小さくできるのと清掃法で衛生的処理と位置づけられていることから、我が国のごみ処理は焼却が中心です。今後は広域事務組合による処理施設の建設が具体化するものと思われます。しかし、廃棄物処理の基本は、ごみの減量とリサイクルであることを忘れずに取り組みを進めてほしいと考えます。

ごみの問題は、だれもが気かけ、それなりに工夫をしています。したがって、住民の生活に根差した、さまざまな必要性にこたえる行政の姿勢が求められます。例えば災害に被災した場合などの廃棄物処理とか、ごみ出しに困っている高齢者、障害者など、切実な問題への対応は急がなければならないと考えます。

また、以前から主婦の皆さんを中心に町の指定ごみ袋を改善してほしいという要望があります。まず、ポリエチレンを素材にしている現在の袋は必要以上に分厚くてかたいため、力の弱い女性や高齢者にとって、両端を結び合わせるのが難しいことから、スーパーのレジ袋型にするか、両端をくくれるように耳をつけてほしいとの要望です。いま一つは、製造コストの引き下げなどで販売価格を安くできないかという要望です。

袋の形について、県下では大半の市町村がいろいろな工夫をしており、当町のように普通の長方形の袋を用いている自治体は今のところ少数派です。販売価格については市町村ごとにまちまちで、安いところも高いところもありますが、非常に安い価格で販売している自治体があるのも事実です。主に主婦の皆さんから提起された、ごみ袋の形の改善と販売価格の引き下げ要望について、期待にこたえていただけるのか、お聞かせください。

以上です。よろしく申し上げます。

(1 番 田代哲郎君 降壇)

議長(美野勝男君) 暫時休憩いたします。

再開は10時40分からです。

休 憩

(午前 1 0 時 2 5 分)

再 開

議長(美野勝男君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午前 1 0 時 4 0 分)

議長(美野勝男君) 保健福祉課長、井上君。

(保健福祉課長 井上 章君 登壇)

保健福祉課長(井上 章君) 田代議員の1点目と2点目のご質問に、私の方からお答えいたします。

まず1点目の新型インフルエンザ対策について、お答えします。

議員ご指摘のとおり、新型インフルエンザが発生すると大流行が想定され、4人に1人が感染すると言われていています。また、人が免疫を持っていないというだけでなく、そのウイルスの毒性が非常に強い可能性があることです。

このため国では行動計画を策定し、和歌山県も行動計画を作成されています。国では

各種ガイドラインも策定し、プレパンデミックワクチンの製造備蓄や抗インフルエンザウイルス薬の備蓄、医療体制の整備などに取り組んでいます。

このような状況で、昨年10月25日に紀美野町で国県市町村合同で高病原性鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ対策訓練が行われたところです。新型インフルエンザ対策訓練では、WHOがフェーズ4を宣言し、日本でも全国で患者が発生したことを想定し、発熱相談センターの設置と対応、患者移送訓練、病院の患者受け入れ対策、発熱外来の設置と運営の訓練を行いました。この訓練により、発熱相談センターや発熱外来のことが理解でき、パニックを起こさないために、町民に対する啓発活動の重要性も認識できました。

新型インフルエンザが発生すると、国民すべてが取り組まなければなりません。そのために今から町民一人一人が正しく新型インフルエンザを理解し、食糧の備蓄等に努めていただくよう、町民の啓発活動に努めなければなりません。

新型インフルエンザ対策は大きな課題であり、国では行動計画の見直しを行い、今回、4回目の改定も行われたところです。今後、県や関係機関にご指導をいただきながら取り組めますので、議員各位のご指導、ご協力をお願いいたします。

2点目の介護保険制度の新しい要介護認定方式について、お答えします。

介護保険制度の要介護認定では、まず、認定調査員によって把握された個々の申請者の情報に基づき、コンピュータにより介護の手間を推計します。これが一次判定です。そして保健、医療、福祉の専門職で構成される介護認定審査会において、特記事項や主治医意見書を吟味した上で二次判定を経て、給付区分、または非該当であることを決定いたします。

今回の要介護認定の見直しでは、基本調査が82項目から74項目に変更され、申請者の状態を把握するため、心身の能力、介助の方法、行動等の有無の3つの評価軸が設けられています。この結果と、これらを総合化した指標である5つの中間評価項目得点を合わせて、状態像及びその状態像を数量化し、この値と、平成19年度に3,400人の施設や入院している高齢者に対して行われた介助内容とその時間のデータ、いわゆる1分間タイムスケジュールとの関連性を分析し、介護の手間の総量である要介護認定基準時間を推計しています。これが一次判定になります。

一次判定は、このように統計的なもので推計されますが、統計的な推計になじまない申請者特有の介護の手間の多さ、少なさを特記事項や主治医意見書の記載内容から認め

られる場合は、一次判定に縛られず変更することができます。

本町において、介護認定調査員は、特記事項について介護の手間の時間をわかりやすく記入し、事務局では認定調査や主治医意見書の確認を事前に行い、必要に応じて再確認を行うなど、介護認定調査が適切に行われるようにかかわっているところでございます。

今後も要介護認定については、全国一律の基準に基づき、公平・公正な審査に努めますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

(保健福祉課長 井上 章君 降壇)

議長(美野勝男君) 住民課長、中尾君。

(住民課長 中尾隆司君 登壇)

住民課長(中尾隆司君) 田代議員の3番目の質問で、指定ごみ袋の改善について、お答えしたいと思います。

先ほど西口議員からの質問にもありましたように、指定ごみ袋の改善につきましては、利用される住民の皆様が使いやすいものを提供できるように今後検討してまいりたいと思います。

また、ご指摘の値段につきましても、平成9年、旧野上町のころから現在の値段のままになっております。また、値段につきまして、県下の状況では他の町村とは同じ程度か、やや安くなっているのが現状でございます。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(住民課長 中尾隆司君 降壇)

議長(美野勝男君) 1番、田代哲郎君。

1番(田代哲郎君) 新型インフルエンザについては、昨年10月25日に、この役場前の駐車場と公民館を使って新型インフルエンザの対策訓練と演習が行われました。課長が言われるとおりです。その時の状況、私も見学させてもらったんですが、物々しい状況からもわかるように、今流行している、いわゆるA型とかB型とかいうインフルエンザとは完全に異質の感染症やということは認識していただけたと思います。

行政機関が予測する発病者や死亡者の数が非常に多いというのも、そういうことで全然違うインフルエンザやということです。和歌山市が想定している流行規模の想定というのがあるのですが、和歌山市では患者数が10万人に達するだろうと。受診者数は7

万4,000人で、入院患者が1,600人から5,900人ぐらい、死亡者が500人から1,900人ぐらいは出るであろうというふうに和歌山市は予測しています。

そのために新型インフルエンザ対策推進委員会を立ち上げて、市民向けのパンフレットを作成して、こういうパンフレットですけども、かなり詳しく書かれています。これで啓発したり、医療機関と連携して実施訓練をするなどのさまざまな取り組みをしています。

そういうことで本当にH5・N1型が変異して新型インフルエンザになったとしたら大変な災害になることは恐らく間違いのないと思います。ただ、アメリカの方で感染拡大予測の疫学モデルという研究がありまして、ここでは、いっぱい感染対策を事前にきっちりやれば、例えば抗ウイルス薬の予防的な投与とかワクチン接種とか、それから学校閉鎖も迅速にやれば、そういうのを組み合わせると、発症する人の数は10分の1ぐらいに減らせるという報告をしています。

十分な対策を取れば感染拡大をおくらせ、被害を最小限にできることは確実なので、指導をいただきながらということなのですが、やはり発生したらどうするのかという綿密な行動計画と、実行に移せるだけの十分な事前の準備、それからそうしたものが機能するというふうに訓練されている必要があると思うんです。だから、やっぱり指導を受けながらすることも大事ですけども、早い機会に手をつけていくということが大事ではないかと思うので、その辺のことについて、お考えをお聞かせ願いたいと思います。1日でも早い方がいいのではないかと、私個人は理解しています。

それから介護保険の新しい要介護認定方式ですけど、全国で1,700以上の診療所とか病院が加盟する全日本民主的医療機関連合会という組織があるんですが、ここで12人の介護保険利用者に新しい認定方式で一次判定をやってみたら、その検証の結果では、12人のうち9人が、現在の要介護度よりも、一次判定なんですけど、コンピュータ判定では軽度の判定が出たということを公表しています。

ここにあるのが新しい認定調査テキストで、この内容をずっと見てみると、やはり少なくとも1次判定が軽く出る可能性があるかなというふうに思います。例えば移動といって、ベッドから車いすへ移ったり、ベッドからトイレへ移ったりとか、移乗といって、車いすに乗っている人を移動させて動かす介護があるんですけど、こういう場合、寝たきり状態でほとんど動かせていないと。もう寝たきり状態で、そういう機会がない場合は自立、つまり動かす機会がない場合は自立、介助なしという選択肢を取ることになっ

ているし、食事の介助ですけども、重症で中心静脈栄養といって、病院でここに入れる中心静脈栄養のみの場合で口から食べさせる介助をしてない場合、これも自立、つまり介助なしということになってます。今まで使ってきたのが2006年に改定されたテキストですけども、これでは全介助ってなっているのです。中心静脈に入っていて、本人だけではできないので調節とか、病院におっても家でおっても中心静脈から栄養を取る場合は、家族が入れかえとかせなあかんで大変な手間がかかるわけです。その場合、前のテキストでは全介助になっているのが自立ということで、介助なしということでチェックしなければならないと。

おもしろいのは薬の内服というのがあるんですけど、重症の認知症の場合で薬が処方されてない場合、この人は処方しても飲めへんからどっちみち同じことやと、飲む能力を持ってないから、飲まそうと思っても抵抗するし、薬はもうやめておこうかという形になった場合、これも自立です。飲ませてないからということで。

つめ切り、こんな並べていても切りがないんですけど、つめ切りなんかは、寝たきりで自分で自分のつめを切る能力が全くないということがはっきりしていても、四肢のすべての指を切断、こんながあるかどうかわかりませんが、はっきり書いてあるのです。四肢のすべての指を切断しており、切るつめがない場合は自立やと。状態に関係なく介助なしと。これが前のテキストでは総合的に能力を判断して考えなさいということになっているんです。

口腔清潔とか、歯磨きですね、洗顔などでは習慣がなかったら自立、介助が要ってもそういう習慣がない場合は自立。整髪といって頭をとくことですが、短髪とか髪が短かったり髪がなかったら能力に関係なく自立です。こういうのは、前のテキストでは明らかに能力がないと思われる場合は全介助を選びなさいということになっていたのです。

それからひとり暮らしの方が軽度になると思われるケースもままあるんです。排尿や排便の介助でポータブルトイレに座ることはできると、しかし後始末ができないから後始末の介助を家族がやっていると。つまり便器を洗ったり、尿をほかにいったりということを家族がやっていると。その場合に、そのたびごとに、だれかが後始末をやっていけば一部介助やと。でもひとり暮らしでそれができないから、ヘルパーが訪問した際に一括してそれをやると。今までたまっているものをほかし、便器を洗う。それはやっぱり自立なんです。家族がやっていけば一部介助で。だからテキストをずっと見た場合では、ひとり暮らしの場合なんかは非常に不利になると違うかなという気はします。

公平な審査に努めるということですが、これでいったら一次判定の結果はこのま
まいったら低いあれで、それを変更するというのが、そんなになるのかなと。モデル事
業なんかでは大した違いはなかったよというのもあるんですけど、しかしこういうの
が実際に当たった場合に、そんなに簡単にコンピュータ判定、一次判定を変更できるの
かなという気がしますので、少なくともこの辺について、ちょっとそう素直にはいかな
いのと違うかということで、もう一遍、その点のことについて考えをお願いします。

それからごみ袋の件ですけども、袋の形を変えたら、先ほど西口議員への答弁でも、
15%ほど業者は高くなるよと言っていると。必ずしもどうかなという疑問を持ちます。
県下の自治体では何とかコストを下げるように努力をしている自治体もたくさんあるわ
けです。ある自治体では、町の名前は言いませんけど、レジ袋型ではないが、結ぶ耳を
両方につけてあるというので、大で25円、小さいもので15円とか、ほかの町ではや
はり結び目がついているのが、小さい順からいくと12円、17円、特大でも30円で
扱っているという。こういう自治体はどうしているかと。普通、できるだけ薄くするこ
とでコストダウンしている自治体が多いようです。生ごみ対策を徹底すれば、薄くても
カラスなんかにつつかれることもないという、それは生ごみ対策をきちっとやっている
ところの自治体の話ですけど。

それから、この町のごみ袋みたいな形をしていて、ミシン目が入っていて、上をピッ
と取ったら、ちょっと容量は減るけども結べるようにしている自治体もあります。そう
いう工夫で、かなりいろんな工夫を、どことも自治体はやっているようです。

ついでにということで持ってきたんですけど、これはかつらぎ町が使っているごみ袋
ですけども、これはもう完全なレジ袋型です。ちゃんとあれが入って、ごみは最後まで
自分で責任を持ちましょうとか、これはプラスチックごみの袋で、下に町の考え方とい
うのがきちっと書いてあるのです。「減らそうごみ、育てようリサイクル」ということ
で、こういうことに力を入れていきますと。ペットボトルのも、そういう標語が書いて
まして、薄いでしょう。かなり薄いんです。これで間に合うというのが、「まぜればご
み、分ければ資源や」と。分別の話ですけど、これかなり薄いんです。ペットボトル用
などは。ペットボトルは有料ですけど、向こうの場合は、後は無料配布をしているよう
です。

そんなことをまねせいとは言いませんけども、ただかつらぎ町の例、前にも質問した
んですけど、やはりごみ問題というのは、ごみ袋の改善とかいうことで住民のニーズに

こたえるという取り組みとともに、減量化とか、リサイクルという問題を真剣に考えんとあかんのかなと。この町は、ごみのリサイクル活動を通して物を大切に作る心を身につけてもらうというのが目標で、学校などを担当者が巡回して回って、子どものころからそういう教育をしています。

ごみ施策というのは、そうしたきちとした理念に沿った取り組みであってほしいということで、そういうビジョンの中で初めて袋はどうあるべきかとかいう問題が出てくると思います。そういうビジョンの中で改良実現してほしいと考えますが、この辺の考え方と、僕もいろいろ調べておったら、非常にどこともいるんな特徴があっっておもしろいなと思うんで、あちらこちらの実際に取り寄せられる範囲だけでも、県下の幾つかのあれを取り寄せて、どんなふうな改善が可能かということも研究したり検討してもらったら、もっとほんで、今すぐごみ袋を改善してほしいという話ではなくて、多分もう来年度は発注されていると思うんで、ずっと先の、いわゆるごみ施策の一つの分岐点ですから、そういうのと合わせながら検討してもらうことはできないかどうか、そういうことも含めて質問します。

よろしくをお願いします。

議長（美野勝男君） 保健福祉課長、井上君。

保健福祉課長（井上 章君） 田代議員の1点目の新型インフルエンザ、早急に取り組みということでございます。非常に大きな問題でありまして、どこから手をつけていくかというのは非常に困難な状況もあるわけでございますけれども、海草地方というんですか、海南市、あるいは海草で健康の危機管理連絡会というのが3月に立ち上がるということで、そんな中で、いろいろと保健所やら医師会、医療機関等々そういう関係する団体が集まりまして、いろいろ今後対策を協議していくと、こういうことになります。また、訓練もできればそういう中でやっていければということに、現在取り組みが始まっておるといふふうな状況でございます。

それから2点目の要介護認定についてでございますけれども、こちらの把握といたしましては、基本的に改定は行われておるのですが、基本的なそういう部分では変わっていないというような認識でございます。

当然、いろいろと先ほど田代議員が言われたような全介助が介助なしになっているということで、しかしながらそういうことで、すぐそれがすべて点数にはね返るのであるのかと。いわゆる介護の時間、手間になっていくのかと申しますと、そういうことでは

なしに、今回の改正では7群から5群になったというのは、いろいろとつけ足してごちゃごちゃになっていたものを一つ整理をしたという面もございます。そのようにこちらとしては解釈しておるところでございます。

そんな中で特に強調されております調査員による特記事項ということで、それぞれコンピュータになじまない、個々の人のそれぞれの固有のものがございますので、それはきちっと認定調査員が調査をして特記事項に書いていって、その人のきちっと状態が把握できるように、その特記事項を非常に重視していると。これはもう従来、本町では調査員を町の職員が行いまして、きちっとその辺をやっておるところだとこちらは思っておりますので、その辺も今までどおりきちっとやっていけばいけるのではないかという認識でございます。

それから言われていたひとり暮らしでは本来介助する人がないので介助なしとなるというようなことも、テキストの中には全部の項目について、もしひとり暮らしでないという状況であれば、調査員がそういうところを考慮して書くようにも、全部の項目の中で、ひとり暮らしの場合はこうするというふうなところも書いてございますので、そういうことで、こちらとしては公平公正にやれておるという認識でございます。

以上でございます。

議長（美野勝男君） 住民課長、中尾君。

住民課長（中尾隆司君） 田代議員の再質問にお答えいたします。

ごみ袋につきましては、ごみ袋の改良とともに、材質、厚み等についても今後検討を行い、また、費用の軽減を図るよう、あわせもって検討してまいりたいと思います。本来ごみの減量化、リサイクル化の心がけ等の啓発も含め、今後、PR等を行いながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（美野勝男君） 1番、田代哲郎君。

1番（田代哲郎君） インフルエンザについては、危機管理連絡会というのが立ち上がって、今後、国もやっていきたいということで、新型インフルエンザ専門家会議というのが厚生労働省の中にありまして、個人及び一般家庭、コミュニティー、市町村における感染対策に関するガイドラインというのが、これはたびたび改定されているんですけども、ありますので、市町村のレベルでは独居家族等の把握とか情報収集・提供、食糧などの配達の準備となっております。

緊急の場合には、ほんまにこれが起こった場合では、もう非常に早い段階ででないするということがはっきりわかっていて、訓練されていて、パッとそれに移るようになっていかんと、遅れていくと大変なことになるっておどすわけじゃないんですけど、機能が麻痺して、まず病院とか役場の職員とか消防職員、警察職員などの危機管理にかかわる職員をどう確保するかということが重要な問題になると思います。だから先ほども認識ということ、啓発とか普及ということを言われてましたけど、そういう点での職員の皆さんとか住民への正しい認識の普及とか、そういうものにしっかりとあえずは取り組んでいただきたいと思いますので、その辺のことをまたお聞かせください。

それから介護保険の認定制度の件では、厚生労働省が示したモデル事業の結果というのが、全国で行ったモデル事業を開示しているのですが、2～3割ぐらいは一次判定で現行より軽度で判定されるという結果が出てます。

認定審査会に出す資料というのも若干減らされていて、今どんなサービスを利用しているかというのがないと思います。

一次の認定結果を変更するには、特記事項と主治医の意見によることになってますが、このテキストを見たら、何か厳しい注文がつけられているのです。特記事項についても、認定審査会の変更するときのやり方についても。

例えば特記事項については、選択した根拠とか介護の手間とか頻度の3つのポイントに留意して、ちゃんと書けというようなことが書いてあって、認知症があって、いろんな症状があって困っているというような書き方では完全にあかんと。手間がどんだけあって、家族はどんな対応をして、どんだけの手間がかかっているかということ、きちっと根拠に基づいて書きなさいと。

ケアマネージャーが同席した方がよいのと違うかというようなことを言うケアマネージャーもありまして、審査会における判定も、変えるんやったら、ちゃんとした根拠を持ってやってくださいということが、どんな手間と、どんな根拠でこれを変えたんやということの明示が、必須となっているので、これと言われるように一次判定がどうだと思ったら、特記事項と主治医の意見書でそんなにクルッと二次判定を、今までやったら結構変えてきたと思うんですけど、それがうまくいくのかなという気がします。

だからそこら辺の書き方とか、訓練されてないといけないし、かなりいろんなプレッシャーもかかると思いますので、訪問調査時にケアマネージャーの意見も聞くなっていうことも難しいと思いますが、いろんな配慮をしながら進めていってほしいと、そういう

ことも危惧するあれがあるんやということで。

あと、始まってからいろんな団体が検証すると思いますので、結果は出てくると思います。そういうところきちっとした配慮をしていただけるのか、また、お考えを聞かせてほしいと思います。

ごみ袋ですけど、私たちはかなり生活の中で毎日ごみを出しているなど自分でも思うんです。別に出そうと思って生活しているわけではないんですけど、出さざるを得ないという社会環境が今のあれはありまして、大量生産・大量消費ということが余りにも続いてまして、たくさんのごみを出すようになってます。だからごみは何なのかとか、ごみ行政はどうあるべきかと、そういうことも大事かと思えます。

これは四国の例ですけど、焼却炉を建設したために、溶融炉なんですけど、それまで一生懸命分別していたのが、もうそんなんやめやということで、みんな焼却炉へほり込んで、アルミ缶も何も全部焼却炉で焼いてしまう、溶かしてしまうというふうになった自治体もあるそうです。

世界的にはごみは燃やさないのが、今のところ常識になりつつあるんですけど、今、この町にとってはごみの廃棄物処理というのは一つの岐路に来ていると思いますので、できたら住民との対話の中でどうあるべきとか、例えばごみ袋について、住民の希望を聞く機会でもつくってもらえたらと思います。これはひょっとしたらかたい方がいいよという人がないとも言えんで、町はどういう考え方でこういうことをしていくのかということ、時間をかけて、きちっと広報などで意見を募集するなり、今年には行政報告会の予定があるのかないのかわかりませんが、そういう場所で、そういう意見も聞くなりしていただけたらなと思います。

一番望むのはそういうことで、やっぱり行政当局として、きちんとした廃棄物処理についての方向性とか考え方をもちながら、こういう改善等に対応してほしいというふうに思いますので、その点、また考えをお聞かせください。

議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

町長（寺本光嘉君） 田代議員の再々質問にお答えをいたします。

もう議員おっしゃられるとおり、第1問目の高病原性の鳥インフルエンザ並びに新型インフルエンザと、これにつきましては課長が申しましたように、去る10月25日、県それから町、そして保健所、そして病院ということで、連携を取りながらの訓練をいたしました。しかし現実、これが鳥インフルエンザ等が起こったとき、本当にこれで防

御できるのかなというのが実感でございます。

まあそんな中ではございますが、県の方では鳥を処分し、そして町の方では後の対応をしていくというふうな仕分けというんですか、マニュアルですね、これによって行動させていただいたわけでございます。

なるほど、おっしゃられるとおり、実際起こったときに、そのとおりにできるんかと言われれば、確かに疑問はございます。しかしながら、やはりこれから訓練を重ねる中でそうした対応をしてみたい。

といいますのは、私感じたのは、救急車に患者を乗せていく。そしたら乗せていくときも防護服を来て、そして行くわけですね。また厚生病院では患者を移しかえたら、今度、救急車全体を消毒し直して、そしてまた元の現場へ戻る。これが本当に実際できるのかなと。また、病院の方で対応できるのかなというふうな疑問は感じましたが、やはりそうした県でつくっていただいたマニュアル、またその後の危機管理連絡協議会、これの連携を取りながら、今後対応できるような、そうした前向きな体制を整えていきたい。また、職員におきましても認識を高めていきたいと、このように考えております。

それと2点目は福祉課長から答弁させていただきますが、3点目のごみ袋の件なんです、これはもう私も実はごみにつきましてはいろいろ研修に行ったり、そうしたことをいたしました。そんな中で実は徳島県の上勝町、ここへ行きますと、ごみゼロと。それも2021年までにゼロにするんだと、こういうふうな方針で今やられてます。しかし、ここの人口たるや2,000人程度、そして、ごみはすべて自分のごみは自分で持ち込むと、処理場へ、そういうリサイクル場へ持ち込むと、これが基本です。それが果たして当町の1万1,350人余りの人口のところ、また、当町においてはごみを集めるというのが基本になってます。そうしたところへあれができるのかどうか。そして分別の種類たるや、もうご承知のとおり34種類に分別をしている。これは本当に非常に大変なことでございます。

今後、広域ごみ処理施設協議会、ここでも2市1町で広域ごみ処理の検討をしていくわけでございますが、できるだけリサイクルをしながら、また焼却もしながらということで、そうした基本姿勢としてリサイクルできるものはしていきたい、そのような姿勢で取り組んでまいりたいと思いますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（美野勝男君）

保健福祉課長、井上君。

保健福祉課長（井上 章君） 田代議員の要介護認定の再々質問でございます。

要介護認定の審査というのは、国の指導に基づいて、どこの市町村も同じような認定結果が出るようにしなければならないということで、町で独自に判断できることではまずございません。

それと、従来からの要介護認定の手法や考え方を今回大きく変えたということでもなくて、従来のもとの根本的なところでは変わってないという認識でございます。特記事項についてのところでは、介護の手間の時間をわかりやすく記入していくように、また担当者等でも確認を行って取り組んでまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（美野勝男君） これで、田代哲郎君の一般質問を終わります。

続いて15番、美濃良和君。

（15番 美濃良和君 登壇）

15番（美濃良和君） それでは議長のお許しをいただきまして、一般質問を行いたいと思います。

まず初めに、通告にありますように自衛隊の問題であります。

去る2月24日でしたか、海南市の総合グラウンドから国道370号を歩いて当町に入り、その後、唐戸瀬橋を渡り福祉センターで休憩をした後、バイパスを歩いてまた海南市に帰るといふ、そういう歩行訓練がされました。これが当時の写真ですね。

私、たまたまこれに出くわしたんですけども、びっくりしたのは銃を持っているんですね。ここにあるように各自が銃を持っていると。何のための訓練なのかと聞いてみますと、地図を見るための訓練をしていると、こういうふうに言われるんですけども、実際、地図を見る訓練が何で銃が必要なのかと、こうなってくると思うんです。

これについては、住民の方も恐らく国道等を歩いているのですから、見かけられて、びっくりしたのではないかと思います。実際こういうことがどうして起こるのか、住民課の方へ早速聞いたんですけども、住民課へは自衛隊から届けはないということでありました。

いみじくも言っておられましたが、防衛庁から防衛省に格上げされた。そういうことがこういうような態度に出ているのではないかというふうなことも、これは根拠がないのですが、私はいみじくもそうであるかなというふうに思いました。

最近、自衛隊については国の方でも自衛隊から自衛軍に変えていくと、こういうふうにさらに進めようとしている部分があるんですね。これはアメリカの要請においてやられようとしている。ですから、一つは今の憲法9条の中で日本は軍隊を置かない、または戦争をしないということになっているんですが、アメリカに応じて日本の自衛隊を自衛軍にかえて、実際に戦闘ができる状態にするということで、安倍首相の時に憲法を変えることについての法律が通されましたね。3年後に、国民投票が必要ですから国民投票をします。去年は国民投票に関する予算が7,000万円、ところが今度の2009年度は47億円の予算が組まれているそうですね。その予算でもって国民投票をするための有権者というんですか、整備をしていくと、そういうふうな予算もつけられているようでありませう。こういうふうに、そういうふうな方向に向かっているということが非常に心配なのですね。

また、ちなみに自衛隊法を見てみましたのですが、自衛隊法で例えば3条の中では、自衛隊は平和と独立を守るためにやるんだと、侵略に対してやるんだということであるんですが、それと同時に、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする、こういう文言があるんですね。また78条を見てみましたら、直接侵略その他の緊急事態に際して一般の警察力をもって治安を維持することができ得ないと認められる場合には自衛隊の全部または一部の出動を命じることができると。また、治安出動というふうな名目も79条等にあるわけなんですね。また、要請による治安出動、これは81条と、こういうふうに外国からの侵略だけではなくて、国内の秩序の維持に当たるための出動というのがあると。そのときにも武器を使うことができると、そうなってますね。

そうになってまいりますと、このように地図を見るための訓練と言いながら、実際は銃を持っている。非常に危険な装備をしているのですが、そういうふうに見てみますと、今の大変な仕事がない、また先ほど来、福祉の点での質問もされてましたけども、そういうふうにどんどんと悪化する中で、果たして自衛隊考えているのは何で考えているのかと、何のための訓練であったのかと、このように疑うわけなんですね。

何にしても、また紀美野町に対して何の通告もなく、そういうふうに訓練されると。こういうこと等々考えますと、非常に私は、これは捨てておくわけにはいかんと思うんです。そういうことで、町の対応はどうであったのか。また、このことについて今後どのように、こんな場合の対応をしていくのかについて、お聞きしたいと思います。

次に、入札に関してお聞きしたいと思います。

県の入札なんですが、談合の問題が先の木村知事の時にやられまして、大きな問題になりましたけれども、談合というのは絶対してはならない、いけない問題であると思います。というのは談合によって工事価格をつり上げて、それで自分たちの大事な血税が持っていかれると、これはしてはならんと思うんですが、しかしその対策はどうであるのか。ときにはやり過ぎということも起こってくるのではないかと思います。

現在、県のとっている総合評価方式なんですが、昨年実際にあったそうなんですけども、町内の業者も含んで町外の業者が入札に参加されたそうであります。入札の結果、2名の方が最低制限価格から下に入ってしまって落ちたと。そして、その上に2名の町内業者がひっかかっておったと。普通ならば、入札で低い価格を入れれば低いところに落ちるんですが、総合評価方式によって低い業者が取れなかったそうなんです。3番手に大きかった海南市のある大手の業者が、その仕事を取ったそうであります。これは総合評価方式というので、入札した価格、それに加えて技術力がどうであるのかとか、また今まで取ってきた仕事はどうであるのかとか、そんなものが評価されて、大きいところに持っていかれると、大きな点数を取ったところに入っていくということのようであります。

町内業者は大体そんなに大きな業者はありません。ですから一生懸命企業努力して小さい金額を入れてくると。そうすると最低制限価格にひっかかって落ちてしまう。ぎりぎりになっても、ともすれば町外の大きな建設業者に持っていかれるということになれば、一体この中身はどうであるのかということに、入札の考え方も考えなければならぬんじゃないかというふうに当然なってくるんです。

公共工事というのは、一つには住民に対する、工事をすることによってサービスをすることと同時に、もう一つは、お金をその地域に落とすということによる景気対策になっているんです。そういうふうな非常に大事なものが町内のところで落ちなければ意味がないと思うんです。

また、今まで農業、林業という本来農村地域ですから、大きな産業であったものが、振るわなくなってきた。そういう中で土木建築業が一つの雇用の場として、この町を支えてきたという、そういうふうな貢献もあると思います。そういうふうな点で、今後町が進めようとしているイターンを迎えていくという、そういう点でも仕事の場、雇用の場がなければいけないということになってくると思うんです。

若干、県の方に対して、多くの皆さん方から改善の要請がされていって、そういう中

で県の方も一定の見直しがされたようであります。それで例えば実績評価を廃止すると、今までどれだけ仕事を取ったのかと、この部分が廃止されたそうですね。実際この評価があったために、今までにもうからん仕事でも無理やり取ってきた方にとっては非常にいい話だと思います。

何にしても、こういうふうな形で一定の前進はあって、また加算点の変更というのもありまして、大体半分ぐらいになるように総合評価の改善がされてきている、こういうふうに見られるわけなんです。しかし実際のところは、やってみなければどういう結果になるかわからないというのが実態のようであります。そういう点、先ほど来お話ししておりますように、町にとって大事な雇用の場、また地域に対する景気対策の公共投資、こういうふうを考えるならば、ここのところの改善に向けて、県に対してさらに要請をしていく必要があるのではないかと思います。その点について、見解をお聞きしたいと思います。

3点目に、学童保育についてお聞きしたいと思います。

学童保育については、今まで旧野上町時代、ボランティアの方々が学童保育を進めてきたと、そういう非常に大変なご苦労があった。また、それに対して今、公営でされることになったと。これは町長の、子どもは町の宝という、そういう公約の反映なんですね。大変厳しい財政の中で、そこに予算も敷いていると、これは大変立派なことだと思います。

また、懸案のスポーツ公園というものも先に立派に完成されて竣工式が済まされて、一つの大きなこれも済んできたと思います。

こういうふうにいるいろいろ大変厳しい状況の中でも、財政的に厳しい中でも、こういうふうな施策が次々とされてきたんですけれども、今度はやっぱり少子化等々の話もございしますが、町で子どもたちが多く増えていてもらいたい、こういうふうなことがされなければならないと思います。この間の補正予算の審議の中でも、子どもの生まれる予想として、国民健康保険の分ですが、10人からの予定であったのが、来年度は8人ですか、大変厳しい状況のように見ておられますけれども、子どもを産んで育てていくと、こういうことについては、やはり町としてできる限りの支援をしていく必要があるかと思えます。

何にしても、子どもたちが安心して学業に進められるという点でも学童保育の充実について、今現在低学年なんですけど、高学年に向けてどうであるか。また、町内現在2校

が実施されておりますけども、他の学校園に広げていくということについてどうであるのか、お考えをお聞きしたいと思います。

次に、裏金の問題についてお聞きしたいと思います。

裏金問題は、昨年、議会の100条調査委員会が調査を終わりました。その後、町民の皆さん方が、この問題で大きな運動を広げてきております。町として、この問題の進めてきた取り組みの状況についてお聞きしたいと思います。

県の方は既に職員の処分を、どんな形であれ、終わりました。町としてこれからどうしていくのかということが、一つの問題であると思います。また、先の議会でお聞きしましたけれども、あってしかるべき資料がなくなっていると。これについて、職員にも話を聞きながら調査するというごさございましたけども、それについてもどうであるのか、お聞きしたいと思います。

次に産業対策について、お聞きしたいと思います。

9月議会で観光資源についてお聞きいたしました。今度の当初予算で見ますと、その点からか、観光について非常に積極的に対応されておられます。また、町民の方もいろいろと取り組みが始められているようで、非常によいことだと思うんです。あるんですけども、私は観光とともに、町としてのもう一つの施策というのがやっていかなければならない問題、その1つは食糧に対する問題ではないかと思います。

先の議員研修で初日に委員長が報告されましたけども、菜の花と菜種油に対して取り組んでおられるのを視察してまいりました。これからは食糧難の問題、あるいはまた外国からの偽装問題等々もあったりして、大事な食糧は自分の地域でつくっていかなければならないというふうなことが、今、要求となってきています。

これは町が農業問題をやれとか、そういうことにはならんと思いますけれども、町民の皆さん方に向けてそのような意見をどう醸成していくのかということが、一つの町としてもやらなければならない課題であると思います。そういう点から見解をお聞きしたいと思います。

次に、県道龍神線の改修についてお聞きしたいと思います。

龍神線がなかなか進まないということであります。しかし旧清水町に越える県道というのは通行量が非常に多いわけであります。改修が進まないために町のバス等も非常に苦労しているという点があると思いますし、一般の方の通行量も多ければ、これに対して事故等の問題もあると思います。そういうことから雑賀県議員を通じまして、県との

話し合いをする機会がありまして、これを要請いたしました。いたしますと、町から県に対しても運動をしていただいていたようで、県は部分的な改修を町と協議しながら進めていくんだということで答弁をいただきました。

こういうふうに、町としても大事な基幹道の一つの道であると思いますが、これについてどのように改修を進めていくお考えがあるのか、お聞きしたいと思います。

以上、よろしくお願いたします。

(15番 美濃良和君 降壇)

議長(美野勝男君) 総務課長、岡君。

(総務課長 岡 省三君 登壇)

総務課長(岡 省三君) 美濃議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

まず自衛隊の件について、お答えいたします。

議員おっしゃられたように、町の方としては事前の届け出をいただいてなかったの、全くわからなかった状況でございまして、当日に聞いたと、こういうふうなことでございます。その後、翌日でしたか、信太山の駐屯地の上司の方から、自衛隊の歩行訓練があったんだと。それについて大変ご迷惑をおかけしたと、おわびの電話はありました。その時に、こちらの方としてはこういうことが二度と起こらないように、遺憾の意をお伝えした次第でございます。

銃装備をして歩行訓練されるということは、住民に不安を与えることになりますので、事前にお知らせをいただくのは当然のことであると考えております。今後、住民への周知ということも配慮してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、実情について今の議員のご意見もございまして、実態をもう一度ちゃんと調べてまいりたいと考えております。

それから裏金問題の件でございますけれども、これにつきましては、昨年3月に段木氏と田下氏の公金の刑事事件として告訴をしてから約1年が経過したわけでございます。現在この事件につきましては、昨年12月5日、和歌山県警本部から和歌山地方検察庁の方へ書類送検がされておるところでございます。また、12月19日には住民の間で発足された「裏金を町民に取り戻す会」によりまして、和歌山地方検察庁へ段木町長らを起訴してほしいと、こういうふうな要望書の提出があったわけで、また2月12日には、段木町長の起訴と徹底調査を求める請願書が7,494人あったと、こういうふう聞いておるんですが、これらの請願書が提出されたというところであります。

また、昨年6月議会においては全会一致で議決されました段木氏及び田下氏に対する損害賠償事件につきましては、約1億9,000万円の返還を求める民事訴訟を、7月16日に和歌山地方裁判所へ提起しているところであります。この民事訴訟につきましては、9月から2月までの間に計4回の口頭弁論が開かれておりますが、金員の使途と公金であるか私金であるかと、こういった核心の部分まではまだ到達しておりません。まだ時間がかかるものと考えております。

また、内容につきましては、今のところ2月に住民向けに配布させていただきました「旧美里町歳計外資金調査中間報告書」のとおりでございます。現在、司法の場で係争中のため公開できない部分がほとんどであります。今後、報告ができるようになりましたら、またお知らせいたしたいと考えているところであります。

歳計外資金の性質につきましては、歴代の町長より引き継がれてきたこと、歴代の町収入役が管理してきたこと及び複数の方々の証言などから、町に帰属するものであることは明らかであり、町としては決して個人の財産ではないと考えているところであります。したがって、段木氏、それから田下氏に対する公金横領の刑事責任について及び両者に対する損害賠償請求の民事訴訟についても司法の場で明らかにしていただくこととしておるところであり、一日も早い解決を望んでいるところであります。

議会の方からもご指摘をいただいております改善策、今後こういうふうなことが起こらないようにということの中で、監査委員による行財政運営のチェック機能の強化とか、会計課による審査の強化、それから各部署における事業を定期的を確認するとか、財務運営の見直し、それから事務手続の見直し、綱紀肅正として公益通報、それから現在も作成中でございますが、懲戒処分の基準、それから職員の倫理規定の作成、こういったものについても現在見直しと作成をやっているところでございます。間もなくでき上げようと考えております。

以上の防止対策を講じてまいりたいと考えております。また、先ほど議員が町職員の処分とか、そういったものについてはどうなっているのかというふうな話でもございますけれども、調査する中で、ある程度わかってきた職員のこと踏まえて、事情聴取も行ったところでありますが、もう少し徹底した調査も考えておるところでございます。

現在の取り組み等についてはそういう状況でございます。ご理解のほど、よろしくお願いたします。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

議長（美野勝男君） 企画管財課長、牛居君。

（企画管財課長 牛居秀行君 登壇）

企画管財課長（牛居秀行君） それでは私の方から、美濃議員の2番目の質問であります県工事の入札方式についてのご質問にお答えをいたします。

近年、国土交通省におきましては、競争の透明性と競争性の向上、品質の確保、不正行為の防止を3本柱に、入札制度改革を推進しております。

県工事の入札におきましても、国に準ずる形で総合評価制度による入札が頻繁に実施されることとなりました。これらの考え方は平成17年4月に施行されました公共工事の品質確保に関する法律、いわゆる品確法でございますけれども、それによるものでございます。

総合評価方式とは、先ほど先生のご説明にもございましたけれども、価格と価格以外の要素、これは主に技術力を言いますが、技術力を総合的に評価し、落札者を決定する方式でございます。価格以外の要素の評価結果を数値化した技術評価点を業者の入札価格で除して算した数値、いわゆる評価値が最も高い業者を落札者とするものでございます。これはダンピングの防止や不良・不適格業者の排除に大きな力を発するものとして、現在採用されておるものでございます。

また、総合評価方式におきます技術提案の方法には、大きく分けまして高度技術提案型、標準型、簡易型の3種類がございまして、工事の種類、難易性、工事金額等により、使い分けされておるものでございます。

今回議員のご質問にございました、町内業者より高い金額を表示した町外業者が工事を落札した件も、ただいまご説明させていただきました総合評価制度による入札が執行され、落札者が決定したためでございます。

議員ご指摘のとおり、町にとりましても土木建設業は大事な雇用の場であり、重要な産業であるという認識は全く同感でございますが、現在、国や全国の都道府県の入札制度が一般競争入札に移行している中、また、国が総合評価方式による入札制度の導入を強く推し進めておる状況におきましては、町といたしましても、制度自体に反対することは難しいことでございますけれども、町内の土木建設業者の厳しい実情を県当局にご理解をしていただけるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。ご答弁とさせていただきます。

（企画管財課長 牛居秀行君 降壇）

議長（美野勝男君） 総務学事課長、森君。

（総務学事課長 森 勲君 登壇）

総務学事課長（森 勲君） 美濃議員の3番目の質問、学童保育の充実と他の学校での実施について、ご答弁させていただきます。

学童保育は、現在、野上小学校と下神野の文化センターの2カ所で実施しています。平成19年度から町で実施して、現在約2年たとうというところでございます。

現在、条例で小学校1年生から3年生が対象児と定めてございます。児童福祉法ではおおむね10歳未満の児童が対象児となっております。

来年度の入所者ですけれども、野上小学校では24名、文化センターでは12名の申し込みがありました。現在ほぼ満員のような状態になってきてございます。

学童保育の充実ということで、4年生以上の高学年への拡大と、他の学校への実施の件でございます。現在の施設や入所児の状況、そして指導員の人数等を考えあわせれば非常に難しいものがありますが、今後、保護者等の希望等を聞きながら総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上、簡単ですけれども、ご答弁にさせていただきます。よろしく申し上げます。

（総務学事課長 森 勲君 降壇）

議長（美野勝男君） 産業課長、増谷君。

（産業課長 増谷守哉君 登壇）

産業課長（増谷守哉君） それでは私の方から美濃議員の5番目の質問、産業対策についてご答弁をさせていただきます。

先般行われました議会の研修では、秋田県に行かれたということをお伺いしました。研修先の小坂町では、鉱山技術を生かしたエコタウンのまちづくりを進め、先ほど来ご質問をされておりますごみの対策については、生ごみを堆肥化していく、そしてまた遊休農地を活用しまして、菜の花栽培に取り組み、循環型のバイオマスの構築を進めているとお聞きしてございます。

このような先進の町でございます。これからエコ、またバイオマスを進める全国の市町村、そしてまた紀美野町にとっても非常に参考になる取り組みでありまして、私どもも資料をいただきまして、ぜひとも勉強させていただきたいなと思っております。

また、ご質問の中の食糧政策につきましては、町にとって大切な政策であると認識し

てございます。この食糧政策の課題につきましては、国の方でも農林水産省編集の「食糧農業農村白書」の中で食糧自給力の向上、食の安全確保、地産地消の推進、食育の推進という4つの柱を立て、重要な課題として取り上げられてございます。

自給力の向上、食の安全、地産地消につきましては、町としては紀美野町の重要な農産物であるかんきつ類、柿、稲作等の安全・安心な農作物の生産を推進するとともに、また、その生産体制を維持強化していくことが最も重要なことと考えてございます。

そしてまた現在、耕作放棄地となっている農地の対策、地域の特産品づくりについても新しい事業の取り組みを行っているところでございます。

また、食育推進につきましては、町内の小中学校において食育についてのカリキュラムを組み、食の大切さを教えているところでございます。そしてまた、加工グループ等の団体におきまして、食に関する体験セミナー等々を開催し、食育について取り組みを行っているところでございます。

町としましては、これからもこれら事業を総合的に展開していくとともに、小坂町のような先進の事例を研究しながら、紀美野町に合った新しい産業へ取り組みを、農家、そしてまた各種農業団体、JA、商工会とともに、そしてまた、国県とも連携を持ちながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(産業課長 増谷守哉君 降壇)

議長(美野勝男君) 建設課長、山本君。

(建設課長 山本広幸君 登壇)

建設課長(山本広幸君) 美濃議員の6番目の県道美里龍神線の改修について、お答えします。

県道の紀美野町管内は神野市場から有田川町の境界までの間、約8.5キロメートルあります。そのうちで部分改修は三尾川、箕六、上ヶ井地内でされているところもありますが、まだまだ未改修区間が多く、地域住民にとっては大変通行に不便を感じていることと思われれます。町としても、特に集落が隣接している狭隘な区間やカーブの激しい場所等を調査して、優先的に県の関係機関に改修の要望をしているところでございます。

平成20年8月15日に、平成21年度要望として上ヶ井地区南福寺手前の大谷橋から田中さん宅や北山さん宅付近の道路幅が狭く、道路方線が激しく屈曲した部分、延長約200メートルの改修を県の方に要望しております。

また一方で規模の大きな和歌山県の縦貫道路の整備として、紀美野町、有田川町、日高町、田辺市の1市3町で組織されている主要県道美里龍神線改修促進協議会があります。海草、有田、日高、田辺市の1市3郡にわたる関係機関、地域の産業発展と住民の福祉増進を図るため、紀美野町より有田川町、日高川町を經由して田辺市龍神村に至る主要県道美里龍神線の改修を促進することを目的としております。関係機関等への陳情、要望の活動を本年度も平成21年2月24日に行ったところでございます。

しかしながら、現在はどちらも紀美野町管内での事業化は決定されていませんが、今後も県と協議しながら、できるだけ早急に効果が出るような部分を要望していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(建設課長 山本広幸君 降壇)

議長(美野勝男君) しばらく休憩します。

再開は午後1時30分から。

休 憩

(午前11時57分)

再 開

議長(美野勝男君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時30分)

議長(美野勝男君) 15番、美濃良和君。

15番(美濃良和君) いろいろと答弁をいただいたんですけども、県の入札ですけども、そういうことで制度に対しては反対できないということですけども、基本的に地元優先ということが言えないような方向に、今、向かっているようなんですね。大きく言ったらスーパーゼネコンが、何でもかんでも小さなところまで取ってしまうと、極端な話、そういうようなことになるようなところがあって、それが一つのあらわれではないかと思えます。

そういう点で、何にしても入札に参加するということは、その業者は能力があるということで、まずそこで第1回目の審査をしているのですから、そういう業者を守るということは、つまり町内の雇用を守ると、また、町内に対して予算を落としていくという景気対策と、そういうような面からも、ぜひまた今後とも頑張ってもらいたいと思いま

す。

それから自衛隊問題ですけれども、何にしても、こういう本当に銃を持ってということなんで、今までに一昨年、こちらで大きな部隊が野営して、有田に向かって防災訓練をするということがありましたけれども、このときでも銃は携行しておりませんでした。仮にも銃を持ってということについては、これは何らかの考えがあって、そういう訓練であったというふうにしか思えません。今後やっぱりそのような仮に一つの地方自治体としての紀美野町について、そういうような訓練の場合、銃の携行ということはやはり許されないというふうに思いますが、今後についてどうであるのか、もう一度お聞きしたいと思います。

それから学童保育ですけれども、先ほど大体10歳未満ということでありましたけれども、予算は6年生までつくんですよ。そういうふうに学童保育の予算ですけれども、6年生までつくというふうに聞いているんですけども、そういう点で頑張っていたかと思うんです。例えば毛原小学校の児童も、夏休みに文化センターの方へ、どうしても見てもらえないのでということに来てくれたそうなんですけれども、そういうような点で要望を聞くということでございますけれども、具体的にどのように聞いていかれるのか、高学年、また他の学校についてもう一回お聞きしたいと思います。

それから産業対策、努力をよろしく頑張ってもらいたいと思います。これはもう要望で。

それから県道の改修なんですけれども、今お話を聞きましたら、相当な距離についてを検討していただくということなんで、地元の方々も喜んでいただけたらと思います。課長、町長もご存知のように、あの周辺、田尻さんという方があって、その上あたしからお寺のあたしまでが相当に悪いということでもありますので、また順次進めていってもらいたいと思います。

以上4点、お聞きしたいと思います。

議長（美野勝男君） 企画管財課長、牛居君。

企画管財課長（牛居秀行君） 美濃議員の2回目のご質問でございます。大変美濃議員も現在、地元の業者の実情に精通されていることと思いますが、議員おっしゃるように、現在、紀美野町の建設業にありましては大変厳しい状況の中にごございます。それは私どもも十分認識をいたしております。建設業は大事な雇用の場であり、重要な産業であるという認識も議員と共有しております。

先ほども申し上げましたように、今後とも県当局に、この厳しい地元業者の実情を訴えてまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げまして、再質問のご答弁とさせていただきます。

議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

（町長 寺本光嘉君 登壇）

町長（寺本光嘉君） 美濃議員の再質問の2点目、そして3点目について、お答えをいたします。

まず自衛隊の関係でございますが、やはり議員申されますように、訓練ですから武器を持って、銃ですが、訓練を一般のところとするというのは好ましくないと思いますので、これにつきましては今後とも自衛隊に対して要望してまいりたい、そのように考えております。

ただ、先般実は今年度自衛隊に入る紀美野町の方2名がございまして、入隊報告にまいりました。その時には先般はご迷惑をかけたと、二度とこのようなことのないように注意しますので、ひとつよろしくお願ひしたいということで私に申しておりました。ご報告申し上げます。

それと6点目の県道龍神線ですね、これにつきましては、美里龍神線につきましては議員ご承知のとおり、以前は美里龍神線ということで、かなり幹線道路として促進されておったようでございます。その後、国道424号線、これが幹線道路となって、皆さん方でこれを何とかしようという方向で方向転換がされたというふうに聞いております。その時点をもって、美里龍神線については予算がつかなくなったというふうな経過がございます。

そこで私は考えましたのは、その分、もう県の方で局部改良工事に切りかえていただくこと。そして当面あそこへ入っていったときに極端に狭い箇所、この箇所を局部改良として改修していただくということで県の方と話はついております。したがって、これから予算の許す範囲内で局部改良工事で進めてまいりたい、そのように考えておりますので、議員申されました田尻とお寺の間ですか、この間についても要望してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

（町長 寺本光嘉君 降壇）

議長（美野勝男君） 教育長、岩橋君。

(教育長 岩橋成充君 登壇)

教育長(岩橋成充君) 美濃議員のご質問にお答えいたします。

少しこれまでの経過を含めてお話しさせていただきたいと思うわけですが、平成15年に中尾議員から学童保育についてのご質問もあったかと思えます。続いて平成19年3月に上北議員からもご質問があった件であります。これまでには旧野上町におきましては、平成13年度からボランティアによる学童保育ひまわりというものを実施したわけです。平成14年には夏の休暇中にのみ実施をしたと。平成15年には常設をしていて、平成19年に町として町立の学童保育ということを設置して、その時には低学年、すなわち1年生から3年生、児童の安全確保及び健全育成のためということで設置したもので、それまでの間、何年もの間、より高い質のもの、子どもを預かればよいというのではなしに、内容的にも質的にもいいものを作りたいということで検討して、現在のような形になったわけでありませう。

1月の町の広報で募集をいたしました。その人数については、次長がお答えしたとおりであるわけですが、その時に昨年度は毛原の方が、お勤めが多分こちらの方であったので夏のみということで、帰りの方を下神野の方へ保育をした経過があったと思えます。夏休みのみとか、いろいろの保護者の方の働きの都合等で対応していかなければならないと思うわけですが、現実的には子育て支援ということは、国では厚生労働省であり、県では福祉保健部子ども未来課が担当していると。町においては教育委員会がやっている。そういう筋の経過があるわけですが、そういうことは言っておられませんので、より町として中身の充実ある子育て支援をしていかなければならないと思っています。

なお、後ほどになって、お一人の方が希望ということで、募集後そういうことは聞いております。その対応については、一人ということになるので、現在その都度一遍対応する方法を検討していきたいわけでありませうけども、教育委員会のみではなしに、今度、保育所との連携というのですか、預かり保育との連携とか、それからシルバーの方の高齢者のグループが集まっているところにも行くとか、人との交流中身ということ、教育委員会だけではなしに、非常に人数の少ないところについては、形が変わった学童保育ということも今後検討して、保護者の利便性、それから中身の充実、そんなことも検討していきたいと思えますので、本年度はこういう形でスタートいたしますが、今後その途中でも検討してまいりたいと、そんなふう考えております。

(教育長 岩橋成充君 降壇)

議長（美野勝男君） 15番、美濃良和君。

15番（美濃良和君） いろいろと細やかな答弁ありがとうございました。

学童保育なんですけども、今、教育長からいろいろとご説明をいただいたんですけども、そういう形で取っていただいて、あと今ある制度の要するに低学年、それから2校というそこなんですけど、それ以外の高学年について、また、他の学校についても要望等についての調査というんですか、要望を聞いていただけということなので、その方面、また何らかのアンケートなり何らかの形で要望を聞いていただきたいと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

議長（美野勝男君） 教育長、岩橋君。

教育長（岩橋成充君） 学童保育関係の児童福祉法ではおおむね10歳となっているわけで、しかしそれはおおむねでありますので、4歳は該当する場合が出てくるかと思えます。なお、補助金については現在資料等を検討していませんが、その辺については高学年に伸ばすについては定数の問題も人数もありますし、調査等を検討しながら対応していきたいと。ただし、高学年になるについては学童保育ではなしに、もっとほかの子育て放課後子どもプランというのがあるわけです。それが2通りありまして、地域子ども教室と放課後児童クラブ、そういう組織も展開をしています。そういうところとか、スポーツ少年団に入るとか、いろいろの対応が考えられると思えますので、検討していきたいと思えます。

議長（美野勝男君） これで美濃良和君の一般質問を終わります。

続いて2番、小椋孝一君。

（2番 小椋孝一君 登壇）

2番（小椋孝一君） 私は2点、お聞かせを願いたいと思えます。

まず1点は町営住宅についてということでございます。

皆さん方に資料を添付をしていると思うんですけども、前々から、今朝も西口議員も質問されてましたし、私も大分前になると思うんですけども、住宅、特に紀美野町においては若者が住むところがないということで、町営住宅の建設ということで一般質問をさせていただきましたけども、その時に住宅問題についてということで、執行部の方から答弁をいただく中で、今後の計画にいたしましては、下佐々第2団地13戸の整理を行い、隣の地権者の協力をいただきながら、30戸程度の建設が可能になると考えておりますということで、建設に際して高額所得者、低所得者、高齢者向けの複合住宅の建

設については、用地取得の可能、建設及び管理運営に関する補助金制度、融資制度等財政的要素を含め、検討してまいりたいということでありますけども、それから全然進展がないようでございます。

なぜまた私が一般質問に住宅問題を加えたのかと言いますと、先般、この3月3日、3月4日ということで、同僚議員と長野県の飯田市、そしてまた下條村へ個人研修に行っていました。というのは新聞のコピーを、私お配りしていると思うんですけども、この町はNHKで放映されたから、本当に町の過疎地域のために村長がやっておるということであったので、私もこれ絶対に行こうということで推薦させていただいたわけですけども。

この町においては村長ですけども、もともと事業をされていて、村会議員に出られて、非常に人口の減少に伴うのに財政をどうしていったらいいのかということで、政策を掲げられて村長に立候補されて、新聞は2006年5月28日の朝日新聞ですけども、読んでいただいたらわかると思うんですけども、隣に飯田市という市があるんですけども、飯田市の隣が下條村ということで、30分程度で通勤可能な村ということであるわけですけども、村長は若者向けの住宅ですか、アパートというか、マンションというか、バリアフリーの非常に現代風のマンションを建てられた。全戸2LDKということで、飯田市でマンションの家賃は5万5,000円ぐらいするらしいんですけども、町で建てたマンションについては3万6,000円という、非常に値段的に安く借りられると。ただ、話というか、いろいろな資料を読むと、この住宅に入るのには、いろいろな作文をして、村にとって前向きに検討されるのかとか、それとかこっちへ来たら消防団に入ってもらえるのかとか、そういうような審査をして、それに該当する分については入られるということで、ずっと1棟1棟約10年、先般も行ってまいりましたけども、これも補助金をつけずして、普通で特交賃といって運輸省の認可補助金をいただけるものですけども、これを制限されると非常に若者が入りにくいという観点から見て、この村長、かなり財政的にもいろいろ考えたようですけども、今、年に1棟ずつ建てておるということでございます。

先般も十何棟、いろいろ見てまいったんですけども、大体同じ建物を点々とされている。なぜかと言うと、最初に設計したものをそのまま使えて、設計料とか、いろいろなもろもろの中で節税というか、安くできるという観点なようでございます。そのおかげで村の人口は10年で約400人増えて、子どももできて、非常にどことも減少し

ているにもかかわらず、この村だけが、この10年にかけて400人が増えているというのを聞きましたので、あえて今回、これを再度質問にしたわけですが。

ちなみに先般、紀美野町のホームページの町営住宅の入居募集のお知らせということで、ホームページから引き出してきたんですけども、入居資格の中の2番目に、申し込み世帯の全員の政令月収額が20万円以下であることということで、これも多分、補助金を使っているからこういうふうな形になるかと思うんですけども、こういうことであれば若い子がどうしても入りにくいということの観点から、今後、町長の一つの施策の中で、何かをしていかな、若者が来ていただけないというか、町に残られないのが現実であろうかと私は思います。

サラリーマン、会社に勤めておられる方を優先的に、こういうように我が町に誘致することによって、もちろん若者であり、また子どもができる、町長も子どもは町の宝という一つのスローガンを上げてますし、これをするによって、また、若者が定住することによって、今現在勤めているところであれば、社会保険、厚生年金、ほとんど入られていると思うので、そういう人が来てもらったら、別に国民健康保険を使わなくても十分財政上のことを考えたら、こういう若い人をどんどん誘致できるような政策をとっていくのがベターではないかと思えます。

今回の予算の中に、きみの婚活支援事業補助金ということで100万円計上しておりますけども、やっぱり地元に住むところがあれば、こういう補助金事業もどんどん進めていく中で、残っていただいたら住めるところがあるということでございますので、今後の町長の見解をお聞かせ願いたい、こう思います。

それと2番目の小中学校の先生から見た生徒指導についてということで、当紀美野町教育委員会においては、小中学校それぞれの気配りながら、日夜、子どもたちのために教育的指導に頑張ってくれているのが、我々町議会議員も敬意を表するところであります。さて、今現在の当町の小中学校の生徒で、下記の点についてお聞かせください。

現在、ひとり親家庭は全体の何パーセントおられますかということと、小中学校の生徒で不登校の生徒はどれくらいおられるか。あと1点、携帯電話などにいじめの書き込みメールがあった場合の処理はどうされているのか。例えば今、2チャンネルなどに書き込まれているケースが多々あるかと思えます。

なぜ私がこういう質問をするかと言いますと、先般、ある会で、教育フォーラムということがありまして、近隣の教育委員会の教育長等々がパネルディスカッションをされ

まして、それを私は聞いていたんですけども、最近、非常に携帯電話などのメールで変な書き込みなどがアクセスするようになって事故が多発していると。例えば2チャンネルなどのブログに生徒個人の名指しによるメールなどが非常に多いと。ある教育委員会の委員長では、職員が毎日メールをチェックして、ひどいものについては業者に連絡して削除したり、警察に連絡しているということでございます。

また、ある教育委員会では、不登校に対して、小中学校の生徒の中に、ひとり親家族の割合が大体15%から20%おられるということも言っておりましたし、今の生徒の学力の低下が目立ち、また遅刻・早退がよく目立つこと、このような生徒を一つでもなくするために、先生、職員が一体となって、温かく、厳しく、根強く、根気よくを合い言葉で、生徒のために頑張っておるというお話もございました。

また、ある教育委員会では、余り先生の言うこととかを聞かない生徒が、怠慢の怠という字を書いて「怠学生」というらしいのですけども、そういう生徒が学校になじむためにどういうことをするか、職員、生徒が心をもって頑張っていくと。子どもに職員、生徒が常々声をかけ率先しているというような、いろいろ模索をしながら、生徒のために日夜頑張っておられるということを言っておられました。

そういうことの中で、当町において、先ほどの3点をお聞かせ願いたいと、こういうように思います。

(2番 小椋孝一君 降壇)

議長(美野勝男君) 企画管財課長、牛居君。

(企画管財課長 牛居秀行君 登壇)

企画管財課長(牛居秀行君) 小椋議員の1番目のご質問でございます、町営住宅の建設に関しましてのご質問にお答えをいたします。

町営住宅の建設につきましては、平成15年、合併前の旧野上町議会におきましてご質問をいただいた件かと思っておりますが、当時の町長が、下佐々第2団地の住宅建設を検討するということで答弁をされておりますが、いまだ実現していない状況でございます。

下佐々第2団地は老朽化が進み、早くから政策空き家としてまいりましたけども、この敷地を住宅建設用地として有効に活用させるためには、隣地の買収が必要となります。また、現在の町道がこれらの敷地を二分するような形になっておりますので、建設時におきましては、町道のつけかえ等も必要となってまいりまして、多額の建設費用がかかることが想定される中で、現在の町財政の厳しさにより、本事業が結果的に現在に至っ

ておるところでございます。

既存の住宅の老朽化や人口減少問題を考えますとき、住宅建設が望まれるということにつきましては、議員同様、町としてもその必要性、重要性は痛感しておるところでございます。

今後におきましても、議員各位のご指導をいただきながら、町財政の状況及び社会経済状況も勘案いたしまして、引き続き検討してまいりたいと思っております。

先ほど議員がお示しいただきました朝日新聞でございますけれども、私も読ませていただいております。大変勉強になりました。下條村の入居条件は、今後子どもが増える見込みがあること、消防団に入ることという、こういう条件を示されて入居募集をしておると聞いております。

先ほど議員も述べられましたように、こういった地域の事情に応じた応募要件を出そうと思いますと、どうしてもやはり国の予算で補助を受けながらということが大変難しい状況になってこようかと思っております。

また、町の人口対策を考えますとき、また、地域コミュニティの活性化の観点からも、何と言っても議員ご指摘のとおり、やはり若い世代の方々が定住していただける施策を考えていかなければならないと考えております。

そのような観点からも、当町も先ほど冒頭の町長の答弁にもございましたけれども、平成20年度より土地開発公社で販売しております宅地分譲地の値段を若い世代の方々が、より購買しやすい約半額といたしたところでございます。おかげさまで平成20年度におきましては、3分譲地で19区画の土地を売ることができました。これらのことも人口対策に大きく寄与するものと考えてございます。

また、田舎暮らし定住支援事業の推進につきましても積極的に行っておりますし、子育て支援につきましても、その充実に力を入れているところでございます。

現在、紀美野町には先ほど西口議員のご答弁でもさせていただきましたけれども、157戸の町営住宅と54戸の県営住宅、あわせまして計211戸の公営住宅が存在しております。多くの方々に利用していただいております。

人口対策の一つとして公営住宅の建設は大変重要な要素の一つであると思っておりますけれども、このように町営住宅建設以外にもいろんなメニューを構築し、総合的に人口対策に取り組んでいることが重要であると考えます。

議員ご提案の事項も十分考慮し、住宅建設を検討してまいりたいと考えておりますの

で、簡単でございますが、質問の答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 牛居秀行君 降壇)

議長(美野勝男君) 総務学事課長、森君。

(総務学事課長 森 勲君 登壇)

総務学事課長(森 勲君) 小椋議員の2番目のご質問にお答えさせていただきます。

ひとり親家庭の割合についてでございます。現在、ひとり親世帯は小学校で5.1世帯、割合としては14.4%です。中学校世帯では3.9世帯、17.5%でございます。

2番目の小中学校の児童生徒の現在の不登校の人数についてでございます。小学校では4人、0.84%、中学校では11人、4.3%でございます。

次に3番目の、携帯電話などにいじめの書き込みのメールがあった場合についての処置でございます。現在、書き込みサイトは2チャンネル、学校裏サイト、いろいろなブログとかプロフとかありますが、文部科学省、警視庁、県警等で悪質な書き込みに対してはチェックがされております。

その内容によって、悪質な場合には書き込みサイトの管理者に内容を削除させたり、犯罪事件として取り扱ったりしております。発信された携帯電話や自宅のパソコン等の発信元を突きとめ、逮捕、または補導されるということになってございます。

管下の児童生徒が被害となるような書き込みが発見された場合には、県の教育委員会を通じて町の教育委員会に連絡が入るようになってございます。

当町では青少年センターを中心に、近隣市町とも連携して情報交換をしております、ある学校の生徒から得た情報であっても、それを共有できる体制になってございます。学校全体へ周知すべき情報があれば逐次連絡して、注意及び啓発をお願いしております。学校では対応し切れないネット上の問題行動に対しましては、県警でサイバー犯罪対策で対応する体制をつくってございます。

また、情報モラルの育成を図るため、保護者、教職員への啓発や児童生徒のモラルの育成を関係機関と連携しながら取り組んでいるところでございます。

以上、簡単でございますが、ご答弁とさせていただきます。

(総務学事課長 森 勲君 降壇)

議長(美野勝男君) 2番、小椋孝一君。

2番(小椋孝一君) 1番目の住宅問題ということで、検討するということす

けども、合併前に一般質問をさせてもらって、それ以後全然進展がないと。検討するだけでは意味がないので、人口の増加ということで、やっぱり計画性を持ちながら、例えば課長がおっしゃってました補助金をなぜ、もちろんわかるんですよ、お金がないから補助金を使いたいというのはわかるんですけども、補助金を使うと、今言ってるように20万円以下の所得の者でないと入れないと、こういうような問題が出てくるので、だからやっぱりこれはもう首長の考え方だと思うんです。人口を増やすために一般会計で予算を立てて、部分的に何件かを、今、下佐々に廃墟のような住宅もありますから、それをちゃんと取り壊して前向きな姿勢でいかないと、言うばかりになってしまうと思うので、本当に若者定住、Iターン、Uターン、いろいろ補助金を使いながら紀美野町に来てもらうための施策を執行部当局が今やってくれてますけども、それに結びつくいろいろな考え方の中で紀美野町がいいな、それだったらこちらに住もうかという、やはり住める場所を確保して行って、先ほど来、紀美野町こんかつ支援事業とかUターンとかIターン、いろいろものづくりをやられている方々に住んでもらいたいというようなものをつくっていかないと、こういうものは単発で終わってしまうのではないかと、こういうように思うので、再度の答弁を求めたいと思います。

それと教育委員会から、数字的なお答えをいただきましたので、当町においては不登校、ほかのところで大体20%あるということで聞いたんですけども、14%と17%、中学校の方はかなり多いように思うんですけども、わかりました。

今後、子どもたちにとって教育委員会、また学校においては、不登校とか、多分ひとり親家庭の場合、お母さん、お父さんも生徒を学校へ送り出すのに働かなければならないということで、朝飯も食べていけないというようなこと、そういうこともよく聞きますし、そこの生活指導面において、教育委員会、先生方、また地域、学校がどういった形でやっていくかということのお示しを願いたいと、こう思います。

議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

町長（寺本光嘉君） 小椋議員の再質問にお答えをいたします。

議員さんおっしゃられるとおりやと思います。しかしながら人口対策の一番やりやすい方法が、こうした町営住宅を建てる。建てて若い人に入っていただく。これがもう最良の方策やと思います。しかしながら、これに伴ってきます財源、これが非常に大きい。

と言いますのは、例えば1戸当たり1,500万円かかる。これ30戸建てたら建設費に4億5,000万円ほどかかる。それが補助金なしに一般財源だけといたら、起

債を図らんならん。それを投入して30戸の若い人らに入ってもらおうと。でなければ補助金対象を受ければ、やっぱり若い人とは限定できないのです。これはもう所得規制がありますので。そこらが非常に難しい。そこへ維持費がかかってくるということもございまして、もう議員のおっしゃられることは非常にわかるんですが、紀美野町で先ほど課長から申しあげましたように、町営住宅として157戸、これは県下でも恐らくトップクラスやと思います。人口に比しての戸数ですよ。恐らくこれぐらいの町であれば、70戸、80戸が普通じゃないかというのが、昔からのそうしたいきさつで157戸あるというふうなのが現状なのです。

したがって、古いものを壊しながら新しく建てかえていくと、そうした計画で旧野上町当時はプランニングをやったのですが、合併後、また新たなプランニングをつくっていかんなんということもございまして、ひとつ今後の検討課題としていただけたらなと、このように思っていますので、ひとつよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（美野勝男君） 教育長、岩橋君。

教育長（岩橋成充君） 小椋議員の再質問にお答えしたいと思います。

生徒指導という問題については、とても大切なことで、学力を高める、判断力を高める、すべてにおいての基礎基本になるかと思うわけですが、大事なことは児童生徒の実態の把握をして、そして未然に防止するというのが一つのポイントと、早期に発見して、そして早期に対応する、この基本を教職員とともに、その基本に沿って努力しているわけですが、特定の教職員のみが生徒指導に当たるといのは組織が機能しないわけですが、一番大事にしている点は、共通認識の上に立って、全職員が問題行動に対して把握して、教師集団、組織が機能して指導できる、そんな体制づくりをしています。したがって先生方は非常に努力してくれているのかなと思うわけです。

不登校児の問題についてですが、これも非常に難しい問題であるわけですが、ゼロを目指さなければいけないと思っております。調査の結果は、県下でも和歌山県はワースト3とかかというところに入っている人数であるわけですが、調査の方法とかいろいろあって、原則は30日とかというふうになっているわけですが、回復に向かっている点が紀美野町にもあります。しかし、ゼロを目指すように努力しなければいけないかなと思うわけです。

その1つとして、今まで効果のあった指導はどうかということですが、今、紀美野町

で特に力を入れている問題、県において教職員以外に加配をいただいたりとか、生涯学習からの補助金をもらっての指導員を動員してもらっているという形があります。

1つは特別支援の支援員という形で、先生以外に、町内の理解のある方を学校へ置いています。それからもう1つはコーディネータという形で、きのくに教育コミュニティー、これも単独で県の事業から職員を、町内のよくわかっている方々を学校へ配置してもらって、教職員プラスその方に対応してもらっています。あとは加配教員といって、統合したときの1名加配とかということで対応しているわけですが、今までにはやはり家庭訪問をするとか、スクールカウンセラーの力を得るとか、それから保健室登校として通常の学級へ行くとか、そういう段階をとりながら対応しています。

それからネットいじめの問題、携帯電話であります。非常にこの問題についてはインターネットの普及、携帯電話の普及によりまして、有害情報、ネット上のいじめなどの問題が非常に深刻化しています。県においても有識者会議をして、パンフレットをつくって、4月当初に配布する予定になっていますが、それがパンフレットを配っただけでは機能しません。入学式当時から組織的にビデオを通して研究をして啓発していきたいと思います。

なお、フィルタリングという形で有害のものが入らないということを含めて今まで義務的にお願いするようになっていたわけですが、青少年が安全・安心にインターネットを利用できる環境の整備に関する法律というものが、今年4月から実施されるようになったわけです。そういう意味で非公開のサイトというのは、裏サイトという問題は、全国には3万8,000件というのがあるわけです。それだけの情報があふれているわけですが、今回指導要領が改正されました。そのときにも学校での指導要領で、これを教えないといけないというような項目の中に、4月から情報モラルを身につける、そういうことを明記されて、学校でも重点的な目標になっています。

今までのいろいろの課題がある中で、小椋議員もおっしゃっていましたが、この問題については幅広く協力してもらわなければいけないわけですが、保護者の啓発、保護者が携帯電話とか、そういうものにどれだけ関心を持って把握しているか。今、中学生は大体30%から40%、全国で大体同じぐらいの携帯電話を持っています。10%から20%ほどの学年ではインターネットを利用しています。

そういうことで常に保護者もそれを十分に、もちろん利便性があるわけですが、危険性というものを認識してもらおうというのを、PTAでも、この間も美里中でも実施しま

した。美里地区全体で保護者会でも勉強会をしました。そういうことで、保護者がもう少し親子の間でルールづくりをする、こんなことを今度展開して、食事中にはしないんだ、風呂に入ってしないんだ、具体的なことをせんと、そういうところであるという実態があるわけですが、夜何時からはしないんだとか、料金は幾ら以上絶対使うんだとか、そういう家庭と親子との間のルールづくりをしなければならないかなと思っています。

小椋議員の有田でのお話が出てきましたけども、これもやっぱり教師自身が教師力をつけて、力量をつけて、人間力をつけて、子どもにしっかりした指導をしていくことが大事であるわけですが、私たちはえてして情報が誘導していく社会であるわけで、しっかりした判断力をつける子どもの育成というものをしていかなければいけないかなと思います。そういう意味で環境というものが人を育てるわけですから、その環境をつくるのは私たち、大人でもあるわけで、皆さん方、全町民の各種組織、青少年育成委員をはじめ更女（更生女性会）の方々とかPTAの方々、地域ぐるみでそういう体制づくりを進めて推進していきたいと思っております。

議長（美野勝男君） 2番、小椋孝一君。

2番（小椋孝一君） いい答弁がもらえたのか、もらえてないのか、検討するというのはどういうことなのか、常にそういうことなんですけども。

住宅の方ですが、下佐々の町営住宅、入っておられる方が出られて、合併前から廃墟ということになっていることでございます。それから一応検討していくという話ですけども、撤去して、いつでも建てられるような前向きな検討というのを我々はまあ理解するわけですけども、先ほど来、町営住宅の健全計画を立てていくという、西口議員の時に課長が言われてましたけども、早急に計画を、金がないさかいできないというんじゃなくて、何年後にはこういうことで、こつこつとやっていくという、きちりとした計画をやりますということを書いてもらわないと、検討では、合併前から同じことばかり言ってる。私だけじゃなくて、ほかの議員も何回ってみんな言っているんだから、検討では何年向こう向きのその何かわからないということで、ちゃんとした形での検討をするということの答えをいただきたい。

それと教育長の方から、いろいろのお話をいただきましたけれども、不登校においては各地区で、町においては生徒と先生方のホームスクリングなどをして、できるだけ不登校を減らしていくというふうな形をとられているようでございますので、今後、教育委員会、そしてまた、学校職員等の中で生徒の不登校がもっともっと少なくなるよう

にご尽力をいただきたいと思います。

それと先ほど来、中学校で携帯電話を30%持っているということなんですけども、持っているのは構いませんけども、授業中に使ったりそういうことがあるのか。それを、町立ですから、授業中に取り上げるとか、また終わったら返すとかいうような、そういう施策をとっておられるのか。私の知っている私学では、すべて授業中には携帯電話を全部預かって帰りしなに持たせているという学校が多いものですから、そこらはどういう対処をしておられるのか、お答えを願いたい。

議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

町長（寺本光嘉君） 小椋議員から非常に厳しいご指摘をいただいたわけですが、私とて1日も早くこれはかかりたい、そうした事業ではございますが、やはり今、合併後3年目を迎えて、健全財政に持っていきたい。そのためには起債ですね、これを何とか減らしていこうとしながら繰上償還をやっておるような状態でございます。したがってやはり財源、財政状態を見合わせながら、この計画ということと相まって前向きな姿勢で対応してまいりたいと、このように申し上げたいと思います。

本当にこれは必要なんです。そして当町におきましては、まだまだ壊さなければならぬ建物がいっぱいあります。あそこだけではないんです。それでやはり後の管理等々を考えますと、そうした建物についてはつぶして、そしてきれいにする。それがまず第一やないかと思います。もうおっしゃられることはわかりますし、何とかそうした面を考えながら前向きに検討してまいりたい、そのようなことをご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（美野勝男君） 教育長、岩橋君。

教育長（岩橋成充君） 家庭で持っている携帯の数を言ったわけですけども、学校へは禁止をしておりますので。ただし、3名でしたか、保護者の申し入れによりまして、GPSというのですか、放課後どこかへまた行かんらんとか、塾とか、その人については3名だったと思うんですが、許可をしているというのが実情でありますので、授業中使っているというようなことは一切ないと思っておりますので、そんな指導を各学校ともやっております。

議長（美野勝男君） これで小椋孝一君の一般質問を終わります。

続いて3番、北道勝彦君。

(3 番 北海道勝彦君 登壇)

3 番 (北海道勝彦君) 以前、議会で答弁いただけなかったことを重点に質問します。

町行政について。

以前、議会で入札資料を集め調べたところ、落札額が 73% ならば大林組一つの仕事で約 5 億 5,000 万円、地元業者で約 5,000 万円と落札額の高いのもあり、前町長約 10 年間で合わせると膨大な金額になり、約 46 億円もの借金を増額されていることがよくわかりますと質問しますと、町長は、73% とはどういうことかと言われたので、旧美里前町長・町政約 6 年半で真国から平成大橋間のトンネルを貫通しながら、約 69 億円あった借金を約 57 億円に、約 12 億円を国に返済しているので、てっきり裏金を使ったと思い、調べたところ、裏金を使っていないようなので、業者に落札額は何パーセントぐらいですかと尋ねると 70~73% ぐらいで、設計額をきっちり行っていれば十分できますと言われたので、73% ならばとしましたと、こういうことだったと思います。

旧野上前町長は執行権の乱用により落札予定額を高額、90% に組まれ、落札予定額が漏れ、官製談合と思われる岡本設計、大林組の独占高額落札や地元業者の 100% パーセント落札、また前町長の会社の私物だけに変更契約で追加予算を組まれ、このような落札により約 46 億円もの借金を増額され、当時、住民の足元の小さなことをお願いしても、金がない、金がないと言われ、合併後も 1 分を争う住民の命にかかわる救急車を毛原方面に設置することをお願いしても、予算が組めないからできませんと言われる。なのに大きな金を使い、総合スポーツセンターをつくった。それなのに議会の答弁で、今後も業者の育成をモットーとして入札を行っていきますと新聞にも書かれていたとおり、現在も 80% 台後半、90% 落札も行われ、前町長の継続行政としか思えず、住民のための行政を行おうとする熱意さえ感じられません。

同僚議員の協力をいただき、多くの資料が出てきた現在、住民は資料を見て一つの仕事の差額だけで足元の小さなことが数十カ所、数百カ所もしてもらえると、どうしてこのようなことをしてこられたのか。お金の返済が済むまでは時効はないと言われます。旧野上町にわざわざ来ていただいたのですから、行政手腕があつてのことと思います。旧野上町をどのようにしようと思ひ、来られたのですか。行政手腕をお聞きします。

これ以上の借金をつくらず、借金を返済しなければなりません。紀美野町になってか

らどのような行政改革を行ってこられたのか、お聞きします。

また、紀美野町になって落札予定額を何十パーセントぐらいに組まれているのですか、お聞きします。

大林組の高額独占落札や地元業者の100パーセント落札、また、前町長の仕事だけ変更契約を行い、追加予算を組まれています。このような落札の決済をされるとき、どのように思い、されたのですか。答弁願います。

2、ごみ収集について。

以前、議会で質問しましたが、答弁がいただけなかったので、再度質問します。

私は住民から苦情や不満が出なければ、できるだけ低額で収集していただければよいと思います。現在より低額でできますと言われる方がおり、住民のため、ぜひ入札を行わなければならないと思います。入札を行うのですか。入札を行わないならば、その理由を聞かせてください。

3、ごみ処理について。

先日の説明で海南市に委託されるそうですが、その経過と金額を明確に説明願います。以前、議会で質問したとおり、3年間の対応期間がありながら、対応が遅れたため、大きな金と住民に迷惑をかけることになりました。住民に一言の謝る言葉もなく済まそうとしているように思います。執行者としての責任をどうされるのですか、答弁願います。お願います。

(3 番 北道勝彦君 降壇)

議長(美野勝男君) 暫時休憩します。

休 憩

(午後 2 時 2 8 分)

再 開

議長(美野勝男君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2 時 2 9 分)

議長(美野勝男君) 総務課長、岡君。

(総務課長 岡 省三君 登壇)

総務課長(岡 省三君) 北道議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

私の方から、財政の健全化等につきましてお答えいたしたいと思うんですけども、

健全化対策については、以前からいろいろと申し上げてまいっておるわけでございます。公的資金の補償金の免除制度というのがございまして、その適用を受けまして、平成19年度には51万5,399円、平成20年度には1億483万75円を繰上償還しております。そういったことによりまして、実質公債比率は平成20年度におきましては20.1%ということで、これをピークに平成21年度は19.4%、平成22年度につきましては17.4%という形で、緩やかに減少してまいります。

また、未償還の額を申し上げますと、平成19年度には123億3,621万5,000円ございまして、平成20年度には120億9,119万6,000円になります。それから平成21年度末には119億7,013万8,000円となっております。

財政の状況は義務的経費も増加しておる状況の中で大変厳しい状況にありますが、今後もむだをなくして、できるだけ緊縮財政に努めまして、起債等につきましても、辺地債、過疎債、合併特例債といった有利な資金を利用しまして、財政の健全化を図ってまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方におかれましても、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしく願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

議長(美野勝男君) 建設課長、山本君。

(建設課長 山本広幸君 登壇)

建設課長(山本広幸君) 北道議員の2番目の、旧野上町では落札予定価格を90%台に組まれていましたが、現況はどのようになっているのですかというご質問についてお答えします。

現在、紀美野町契約事務規定の第8条第4項の規定により、落札予定価格を事前に公表しております。予定価格は設計金額と同額か、端数を切り捨てた、ほぼ100パーセントに近い金額としており、指名業者に入札期日の前日から起算して10日前には通知をしております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

(建設課長 山本広幸君 降壇)

議長(美野勝男君) 住民課長、中尾君。

(住民課長 中尾隆司君 登壇)

住民課長(中尾隆司君) 北道議員の3番目と4番目の質問について、お答えいたしたいと思います。

まず、3番目のごみ収集についてでございます。

前回、12月議会におきまして答弁をした内容と同じことになるかと思いますが、県下におきまして入札を行っているのが2つの自治体と聞いております。1つは通常の入札において最低制限価格を公表し、入札を行っている自治体と、もう1つは総合評価方式による指名競争入札を行っていると聞いております。しかし、他の自治体が入札でなく随意契約を行っているのは、市町村が行う家庭の一般廃棄物の収集等の業務の公共性、衛生性、住民等の負担の公平性等を考えると、廃棄物処理法は経済性の確保等の要請よりも業務の遂行の適正を重視しているのと解釈しております。

また、平成16年の東京高裁での判例では、ごみ、資源物収集業務の受託業務の選択においては、単純な経済性よりも業務の継続性、安定的遂行が重要となり、迅速かつ円滑な収集運搬のための設備の保有や道路網の熟知、収集日、収集時間の区別や集積の清潔さへの配慮、また市の清掃行政に対する理解、不法搬入行為等の問題行為を行わないこと等がその受託者に求められるとされ、競争入札制度は適切でない判断されています。

次に4番目のごみ処理についてです。

野上区域の台所ごみにつきましては、海南省で4月から処理をお願いすることになっております。その経過について説明をしたいと思います。

平成20年2月に吉見地区との契約が7月末で切れるに当たりまして、海南省へ打診をしております。その以後は吉見地区での契約の延長について、議員の皆様にもご苦労をおかけしました。説明会をはじめ公害委員会及び2回の臨時総会を経過して契約の期限切れとなりました。その後、6月に入りまして、再度海南省へ受け入れを願ったところでありまして、それから幾度となくお願いに行っております。今回の受け入れにつきましては、2月末に連絡をいただきました。

また、海南省でのごみ処理委託料につきましては、1トン当たり2万5,000円となっております。

以上、説明とさせていただきます。

(住民課長 中尾隆司君 降壇)

議長(美野勝男君) 3番、北道勝彦君。

3番(北道勝彦君) さっき言ってないということで何やけど、町行政について、行政手腕とか、そういうことは町長はもう答えてくれると思ったんよ。こんなもん、考

える必要ないし、出す必要もないでしょう。どうして答えてくれないのかな、おかしくてかなんな。

設計額を業者に言うという話やけども、住民からこういうことを言ってくられた方があるねんよ。長谷毛原の橋げた工事で住民から高額落札があったと、落札したのは町長選の時、寺本氏の青年部長をした人だ。自分が工事を行わず丸投げしたぞと告発があったんよ。調べたところ、約89%から91%で落札していて、どうしてこの仕事だけ落札額が特に高いのか、お聞きしたいのですけど。

ごみ収集について、借金が多いときに安くやってあげるといふ業者があったら、やっぱり入札してやるべきやと思うんよ。随分大きな金が違うみたいなことを言ってたからね。どうしてこれ、入札しないのかな。これだけ借金があつて入札せんといったらおかしいやないか。僕はそんな思うんよ。もう一回、答弁を町長から願います。

ごみ処理について、6月から海南へ要請をしたということやったけど、何カ月でできているのよ。3年間の猶予があつたんやで。その間、いっつも対応してなかつたんや。だから町会議員を連れて、僕は行かなかつたけども吉見へ要請に行ったんでしょ。何も行く必要はない。早くから対応していたら、海南へすぐ取ってくれた話でしょう。だからその間、大きな金を使ったわけよ。1年ほどの間に。だから僕は責任問題、どうなっているんやと聞いているんでしょ。こんな責任取ってもらえやん、そんな執行者らどこにあるんよ。

議長（美野勝男君） 　　ただいまの質問、通告と大きく食い違った質問でありますので、通告をいただいた部分以外については答弁できませんので、ご理解いただきたいと思ひます。

暫時休憩します。

休 憩

（午後 2時40分）

再 開

議長（美野勝男君） 　　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 2時41分）

議長（美野勝男君） 　　もう一度、答弁事項を言ひます。工事入札について、ごみ収集入札、ごみ処理方法についての事項の答弁をいたします。

建設課長、山本君。

建設課長（山本広幸君） 議員仰せの谷口橋の請負率の件ですが、89～90%、今、ちょっと手元に資料がないのでわかりませんが、この下部工事につきましては、もう既に適切に完了しております。

以上でございます。

議長（美野勝男君） 住民課長の答弁を行います。ごみ収集、ごみ処理、この2点についてお願いします。

住民課長（中尾隆司君） 北海道議員の再質問でございます。ごみ収集につきましては、先ほど説明したように、市町村が行う家庭の一般廃棄物の収集等の業務内容を考えるとき、現在のところ、入札については考えておりません。

また、先ほどの3年間の猶予ということにつきましても、以前からのご答弁の中で、できるだけ安い経費で処理を行いたいということで、これは海南市へのお願い、また地元でももう少し延長していただければありがたいということで、重点的にその辺を地元と協議を行った結果、現在のような形になっておりますので、ご理解のほどいただきたいと思っております。

議長（美野勝男君） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午後 2時43分）

再 開

議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 2時45分）

議長（美野勝男君） 3番、北道勝彦君。

なお、質問については通告から大きく逸脱しないようにお願いします。

3番（北道勝彦君） 町行政について、言うことだけ言わせてもらう。

判をつくということは、命をつくようなものや。重要なことだと思います。大林組の独占高額落札や地元業者の100パーセント落札や前町長の会社だけ追加予算を組まれた、すべての決済をされ、それにより約46億円もの借金を増額され、これにより紀美野町の財政が大変苦しくなっています。資料が多く出てきた現在、このようなだれが見てもおかしいと思える決済をされてこられた現在の町長にも責任を取っていただきたい

と思うんよ。今、言っていない、言ったとかと言ってるけど、こういう責任問題については今の町長はみんな逃げてしまうんやな。こんな人に執行権を預けられることない。それでやっぱり、もうちょっと自分のやったことに責任を取ってもらうようなことをしてもらわなったら、町はえらいことになってしまうでしょう。

議長（美野勝男君） 　　ただいまの質問は通告と大きく異なった質問と思われま

よって、答弁はなしとします。

　　暫時休憩いたします。

休 憩

（午後 2時46分）

再 開

議長（美野勝男君） 　　休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 2時49分）

議長（美野勝男君） 　　これで北道勝彦君の一般質問を終わります。

　　これで本日の日程は全部終了しました。

散 会

議長（美野勝男君） 　　本日はこれで散会します。

（午後 2時49分）